

平成28年3月16日（水曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第4日目）

---

出席議員（13名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	（欠番）
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	片山正弘君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	亀井純君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長 兼まちづくり支援班長 兼震災復興対策室長	千葉繁雄君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
危機管理監兼 環境防災班長	赤間隆之君
震災復興対策監	小松良一君

建設課参事	赤間春夫君
総務課参事兼 総務管理班長	太田雄君
教育長	小池満君
教育課長	櫻井光之君
教育課参事兼 学校教育班長	児玉藤子君
監査委員	丹野和男君

事務局職員出席者

事務局 長 佐藤 進 主 事 阿部友希

議事日程 (第4号)

平成28年3月16日(水曜日) 午後1時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 議案第26号 平成28年度松島町一般会計予算について
- 〃 第 3 議案第27号 平成28年度松島町国民健康保険特別会計予算について
- 〃 第 4 議案第28号 平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について
- 〃 第 5 議案第29号 平成28年度松島町介護保険特別会計予算について
- 〃 第 6 議案第30号 平成28年度松島町介護サービス事業特別会計予算について
- 〃 第 7 議案第31号 平成28年度松島町観瀾亭等特別会計予算について
- 〃 第 8 議案第32号 平成28年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について
- 〃 第 9 議案第33号 平成28年度松島町下水道事業特別会計予算について
- 〃 第10 議案第34号 平成28年度松島町下水道事業会計予算について
- 〃 第11 議案第35号 工事請負契約の締結について (提案説明)
- 【浪打浜排水区雨水管渠築造工事】**
- 〃 第12 議案第36号 平成27年度松島町一般会計補正予算 (第7号) について (提案説明)
- 〃 第13 議案第37号 平成28年度松島町一般会計補正予算 (第1号) について (提案説明)
- 〃 第14 議案第38号 平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算 (第1号) につ

いて（提案説明）

〃 第15 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 開 議

○議長（片山正弘君） 皆さん、ご苦労さまです。

平成28年第1回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせいたします。松島町高城—————さん  
外2名でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、11番菅野良雄議員、12番高橋利典議員を指名いたします。

---

---

日程第2 議案第26号から日程第10 議案第34号

○議長（片山正弘君） 日程第2、議案第26号から日程第10、議案第34号までは、平成28年度予算審査特別委員会に付託し、既に審査が終了しておりますので、委員長の審査報告を求めます。

澁谷秀夫委員長、登壇の上、報告願います。

〔予算審査特別委員会委員長 澁谷秀夫君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（澁谷秀夫君） それでは、平成28年度予算審査特別委員会の審査結果について、ご報告させていただきます。

審査の方法は、特別委員会並びに分科会方式により行いました。

第1分科会は第1常任委員会の所管事項、第2分科会は第2常任委員会の所管事項に関する予算の審査を行い、昨日、全員による特別委員会を開会し、採決を行ったところであります。

なお、説明のため出席を求めましたのは、町長、教育長、各課長・班長等並びにその他の説明補助員の皆さんでありました。

また、3月8日には、特別委員会として松島第一幼稚園外4カ所の現地調査を行っております。

審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第26号平成28年度松島町一般会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第27号平成28年度松島町国民健康保険特別会計予算については、可決すべきものと決せ

られました。

議案第28号平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第29号平成28年度松島町介護保険特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第30号平成28年度松島町介護サービス事業特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第31号平成28年度松島町観瀾亭等特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第32号平成28年度松島町松島区外区有財産特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第33号平成28年度松島町下水道事業特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第34号平成28年度松島町水道事業会計予算については、可決すべきものと決せられました。

なお、各分科会の審査報告書については、議長を通じ町長宛てへ提出していただくよう、お取り計らい願います。

以上で報告を終わります。

○議長（片山正弘君） 澁谷秀夫委員長、大変ご苦勞さまでした。

質疑につきましては、特別委員会において十分にされたものと思われまますので、これより直ちに討論、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

これより、各議案について討論、採決に入ります。

議案第26号平成28年度松島町一般会計予算について討論に入ります。討論参加ございますか。

原案の反対の発言を許します。今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

議案第26号平成28年度松島町一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

安倍政権は、これまでアベノミクスで三本の矢を放ち日本経済の再生を図ると宣伝をしてきましたが、3年たった今、私たちは経済の再生も好循環も実感することはできません。

安倍首相は、大企業がもうかれれば雇用や賃金が改善すると言ってきましたが、ふえたのは大企業のもうけと低賃金の非正規雇用で、170万人もがふえた。そして、その一方、正規雇用は23万人も減っております。アベノミクスのもとでワーキングプアが増加し、貧困と格差がますます広がっているのです。

こうした中で、安倍首相は緊急事態条項の創設や憲法9条の改定など改憲にも積極的で、就任以来、武器輸出三原則の緩和や秘密保護法、憲法違反の安保法制、いわゆる戦争法の制定を進めてきましたが、これは憲法99条の憲法擁護義務にも違反するものであり、内閣の暴走と言わざるを得ません。

また、社会保障の削減は小泉内閣時代を上回る規模で続けられており、消費税増税に伴って創設をされた臨時福祉給付金や子育て世帯特例給付金が新年度から縮小、廃止されるなど、さまざまな形で負担を国民に押しつける政治となっております。

このような政治のあり方は、当然、本町の行政運営にも影響を及ぼすものであり、予算にも反映してくることになります。このような点も含め、本町の28年度予算、行政運営を考えたときの懸念すべき事項や改善すべき事項について、私なりに指摘をさせていただきたいと思います。

まず、新年度から地方公務員の勤務評定を廃止し、能力評価と業績評価を中心に人事評価制度の導入が図られることになっております。実際に運用する場合、実情に合わないなど運用の難しさも出てくると思っております。また、仕事の中に成果主義が貫かれることになれば、国民の権利侵害や福祉切り捨てなどで深刻な事態を招くことも考えられます。結局、職員は上司の顔色ばかりをうかがって、町民に奉仕しようという意欲さえなくしてしまうのではないかと懸念をするものであります。

また、臨時職員の皆さんの処遇改善についてであります。行政経費の削減が求められる中で、職員の削減が行われ、今では職員とほぼ同数の臨時職員の支えによって本町の行政運営が担われております。新年度は、臨時職員の皆さんの処遇について、27年度に比較して時給が20円アップで770円ということであり、執行部には、この間、努力をいただいていると認識をしているところでありますが、最低賃金1,000円までにはほど遠く、引き続きの努力をお願いしたいと思います。

また、職員の給与についても、本町はラスパイレス指数が90%台と、他の類似団体と比較し5ないし6%の低い状態にあることから、この点でも見直しが求められております。

子供を産み育て、文化と教養を身につけて、人間らしく生きられる賃金の保証を求めるもの

であります。

税の徴収では、新年度も引き続き、県の滞納整理機構に参加することとなっております。本町の徴税技術は高く、町民の生活実態を把握した上での徴税に努めるべきであり、有無を言わず預金口座を差し押さえるなど強硬な徴収を行っている滞納整理機構には参加すべきではないと考えるものであります。

定住促進は重点施策となっております。新年度から始まります長期総合計画の審議でも申し上げましたが、新計画はこれまでの計画とどこが違うのか、新年度予算ではこれまでとどこが違うのか、予算に計上された定住セミナーや空き家バンクなどは、これまでと同様の施策であり違いが見えてこない予算になっているのではないのでしょうか。

町長に就任して半年の櫻井町長に、このように申し上げるのは大変申しわけない気持ちもありますが、今、本当に本気度が問われていると思いますし、町民の期待の大きさだと思って聞いていただきたいと思います。

昨年の議会報告会などでも、町の北部地域にあたる幡谷あるいは竹谷、そして桜渡戸や手樽地区などで、地域からどんどん人がいなくなる、地域に人を呼び込めるようにしてほしい、調整区域を外してほしいなど、地域を何とか維持したいという思いが語られております。地域のコミュニティーを守っていく上でも、既存集落、既存宅地への転入や建てかえなどが行いやすいように弾力的運用が図られるようにすることなど、町にはこうした町民の思いに応える施策実現をぜひ目指していただきたいと思うのであります。

子育て支援は若い人たちへの支援でもありますが、この点では子ども医療費の助成を新年度から18歳まで拡大し所得制限も撤廃すること、ファミリーサポートセンター事業の実施や、昨年の第五幼稚園に続いて、第一幼稚園でも入園年齢を3歳児から実施するなど、評価すべきものもあります。

しかし、少子化対策を真面目に考えるのであれば、子ども医療費の無料化を地方に押しつけるのではなく、国の責任で行うべきであり、町はそれを国にしっかりと求めていくべきであります。

地方の医療の確保の問題も同様であります。保育問題では、ことし2月に「保育園落ちた。日本死ね」というブログが反響を呼び、国会では安倍総理がこれに対して「匿名である以上、実際、起こっているか確認しようがない」と答弁したことなどから、若いママたちの怒りが爆発をいたしました。

新年度から多子世帯に対する補助が拡大されますが、その恩恵を受ける世帯は少なく、高過

ざる保育料の基準引き下げなど、抜本的対策が必要であります。

国は、少子化、少子化と、これまで何度も言っていましたけれども、公的責任を形骸化し、保育所の増や保育士の待遇改善など、その具体的な解決策をとらずに来たことが、今回の待機児童問題の形になってあらわれていると考えるものであります。

本町においては、平成28年度の保育所の総定員269名に対し入所希望者が173名で、その充足率は64%となっております。しかし、保育士の確保が困難なため、これ以上の乳児の受け入れは困難な状態に陥っており、保育業務の一部は無資格の保育補助員によって担われることになっております。所長を含めた正規職員が17名、臨時職員が23名で保育所の運営が行われることになっており、正規職員、有資格保育士の増員を求めるものであります。

また、年少扶養控除の廃止に伴って、保育料の実質負担増となっており、保育料を算定するに当たって、年少扶養控除を適用したのものとして保育料を算定するなどして保育料軽減を行うべきであります。

また、保育所等のあり方について、ことしの夏ごろまでに方向性を出したいとのことでありますが、行政サイドからすると、どうしても効率性とか大人の目線でこの問題を考えがちであります。保育問題を考える場合には、保育所の主役は幼い子供たちであり、その親たちである。そのことを忘れず大切に保育所の今後のあり方の方向性を出していただきたいと思うものであります。

これらの施策は、少子化対策とともに定住促進の大きな柱として、福祉や教育などのソフト面として、低所得・貧困世帯のみならず、しっかりと若い皆さんの生活全体を支え引き上げる、そういう施策として今、求められていると考えるところであります。

高齢者の支援についてであります。高齢化が急速に進む本町では、高齢化率が35%を超えています。こうした高齢者の生活を支えることも町の大切な仕事であります。最近、老後破産とか下流老人という言葉を目にしたり聞いたりすることがあります。国民年金を真面目に40年間払っても月6万5,000円程度、厚生年金でも12万円前後と、ぎりぎりの生活を強いられる。高齢者の貧困化をあらわす言葉であります。

今、町では国の制度設計に基づいて、来年4月から要支援1・2の訪問介護と通所介護を保険から外し、新総合事業に丸投げする準備が進んでいます。介護が必要なのに介護保険制度の外に排除されることになれば、自己負担で介護サービスを受けざるを得ない事態も想定されます。

こうした中で、本町ではひとり暮らし緊急通報システムの運用において、新年度から一部携

帯型の緊急通報システムの運用が始まることに合わせ、月額500円の負担が求められるということでありました。本町の国民年金受給者は、ことし1月現在1,774人で、平均受給額は月額5万2,140円ということでありました。たかが500円の負担という方もいるかもしれませんが、されど500円であります。年金削減、消費税増税、医療や介護保険料の負担増など、さまざまな要因で負担がふえる一方の高齢者、戦後日本の成長を支えてきた高齢者ひとり暮らしの方々に、これ以上の負担を求めるべきではありません。

また、私はこの間、町の高齢化が急速に進むもとの、高齢者の生活支援の意味で、これまで何度もデマンド交通システムを初めとする町の新たな公共交通網の構築を求めてきたところであります。昨年の決算審査や討論で、再度検討を求めていたところでありますが、28年度からスタートする新長期総合計画の中でも、新年度予算でも、町民バスの運行、改善というだけで、高齢者の声に応える抜本的な交通体系の見直しは見えてきておりません。

一方で、子供たちの通学に対する要望もあり、改めて町の新たな公共交通網の体系を検討し、国民の声に応える交通網を構築するよう求めたいと思います。

農林水産業の分野では、T P Pの大筋合意によって、日本の農林水産品2,328品目の関税品目のうち8割に当たる1,885品目の関税を撤廃することになります。断固、守ると言っていた重要5品目の米や牛肉についても一部関税が撤廃されるなど、今後の先行きには大きな不安があります。T P Pは批准をしなければ発効しないし、T P Pに反対だというのであれば、批准反対を明確にすべきにあります。

また、新年度から農地集積を進めるために、遊休農地に対する課税強化がされ、一方、農地を中間管理機構などへ貸し出した場合には固定資産税を数年間減額するなど、あめとむちにより農地集積を強引に進めようとしています。米価を市場任せにするなど低米価を押しつけるとともに、安倍内閣は生産コスト補填の直接支払制度も半減させ、18年度には廃止する方向であり、日本的な家族的農業経営を破壊する農政を続けております。

このような農政の流れを変え、家族的農業経営を守ることで、農村集落や地域のコミュニティー、地域経済などが守られるようにすることが大切と考えるものであります。

農業や漁業など一次産業こそ人の生活の土台であり、産業の土台であります。改めて、家族的農業経営、日本的農業経営が果たしてきた食糧の持続的生産や環境保全などの役割を見直し、地域再生をすることが求められているということを申し上げて、平成28年度一般会計予算案に対する反対の討論といたします。

○議長（片山正弘君） 次に、原案の賛成の発言を許します。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 3番櫻井 靖です。

賛成の立場から討論に参加させていただきます。

平成28年度の一般会計当初予算は、平成27年度に比べ39億4,000万円、率にして30.6%の減となっております。その主な要因は、東日本大震災から5年が経過し、本町における復旧・復興事業が新たなステージとなる復興創生期間に移行し、建設関連の事業が落ちついたことによるものと思われます。

厳しい予算の中、日本三景松島の復興を町民や来訪者に実感していただけるよう、復興事業を最優先にしながらも、近隣市町に先駆け、子ども医療費助成の18歳までの拡大と所得制限の撤廃を実現し、子育て支援に対して積極的に取り組もうとしている姿勢は大いに評価されるところであります。

そして、今まで何度も議会の一般質問等で提案されたにもかかわらず実現できなかった税金のコンビニエンスストアの収納や、防災行政無線戸別受信機の関連予算が計上されているなど、町民へのサービスの向上や、安心・安全なまちづくりをしていこうという意欲は、ここ数年なかったものであり、今まで膠着状態であった定住の促進、産業振興、雇用創出、企業誘致についても、少しずつではありますが、前進する兆しがうかがえます。

このことは、櫻井町長を先頭に職員が一丸となり、頑張っていこうとする姿のあらわれではないでしょうか。今、まさに町長が掲げる「震災からの復興の加速化」「子育て環境と教育の充実」「企業誘致で地域産業の活性化」「観光事業での活性化」「定住する魅力あるまちづくり」という5つの公約を実現すべく、大海原にこぎ出した状態とも言えましょう。さまざまな困難が待ち受けていようとも、さらにスピードを上げ、立ち向かっていくことが期待されます。

ぜひ、行動力で活力あるまちづくりを実現してもらうことを期待して、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（片山正弘君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数です。よって、議案第26号平成28年度松島町一般会計予算につ

いては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号平成28年度松島町国民健康保険特別会計予算について討論に入ります。討論参加  
ございますか。原案に反対の発言を許します。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

議案第27号平成28年度松島町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場から討論を行  
います。

国民健康保険は、産業構造が大きく変化をし、高齢化が進む中で、年金生活者の方々や非正  
規労働者、失業者などの無職者の割合が高くなっていると言われております。本町でも加入  
者の高齢化が進み、ほぼ半数が年金生活者で構成をされております。年金生活に移行し収入  
が減る一方、多くの病気を抱え始める年代でもあり、医療費の負担が重くのしかかってくる  
年代でもあります。わずかな年金収入から高い国保税を負担することは、大変厳しいことで  
あり、多くの自治体では滞納や収納率の低下となってあらわれております。

この状況を見れば、国保がいかに脆弱な基盤の上に成り立っているか、公費負担によって支  
えなければ成り立たない制度であるかがわかるかと思えます。しかし、国は老人医療費の無  
料制度に一部負担を持ち込むとともに、1984年には国保法を改悪し、国保の医療費への国庫  
負担率を45%から38.5%に引き下げ、その後も国の負担額をさまざまな形で引き下げてまい  
りました。そのため、平成26年度の本町での国保会計に占める国庫支出金の割合は23.43%ま  
で下がっており、国の社会保障費削減の跡として見るができると思えます。

こうした国の削減が国保会計の運営を苦しいものにし、国保税の値上げ、加入者の負担能力  
を超えた国保税の賦課と、滞納をつくり出す要因となっているものと考えるところでありま  
す。

このため、国においては、最近、国保への財政支援を強化し、財政基盤の強化を図るとして、  
27年度より低所得者対策として保険者への財政支援分1,700億円を措置しており、本町の国保  
会計には28年度分として3,360万円余りが繰り入れされております。

こうした財源を活用し、町は重過ぎる国保税の引き下げを行うべきであります。しかし、こ  
うした国の措置が国保会計の運営を抜本的に改善するものとはならないことも明らかであり、  
町は医療費への国庫負担率を45%に戻すように国に積極的に働きかけ、加入者負担を軽減す  
る、保険料を引き下げる方策をとるべきであると申し上げて、反対の討論といたします。

終わります。

○議長（片山正弘君） 次に、賛成者の発言を許します。6番小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 6番小幡です。

それでは、国民健康保険特別会計予算、賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険特別会計予算は歳入歳出20億7,745万1,000円で、昨年度比4.8%減となり、その額は1億549万5,000円であります。その主な理由の一つは、医師の診療報酬の引き下げによるものです。また、被保険者数は1,774人で、昨年度より7%減となっており、無資格者の存在はないと報告されています。

国民健康保険法に基づく町民への給付は確実に行われており、賛成討論といたします。

○議長（片山正弘君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数です。よって、議案第27号平成28年度松島町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。討論参加ございますか。原案に反対の発言を許します。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

議案第28号平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

2008年に創設をされましたこの医療制度では、収入がなくても75歳以上の全員に保険料が課され、2年ごとに保険料が見直しされることになっております。75歳以上の人口と医療費が増加するほど保険料負担に跳ね返り、保険料が上昇していく仕組みになっており、これは高齢者の生活実態を無視して、能力を超えた負担を求めようとする仕組みであります。

新年度からは、前期と比べて保険料はわずかに下がるようではありますが、その本質が変わったわけではありません。この制度は、年齢で医療内容を変化させる差別的医療制度であり、高齢者に我慢と犠牲を強いる冷酷な制度であります。

このような制度は直ちに廃止をし、国の責任を明確にして、安心して高齢者が医療にかかれるよう制度設計することを求めて、反対の討論といたします。

○議長（片山正弘君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間でございます。

私は、賛成者の立場から討論に参加させていただきます。

後期高齢者医療制度は、2008年施行の高齢者の医療の確保に関する法律を根拠法に、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平な制度とするために創設されたものと理解しております。これからも安心して医療を受けることができるように、老人医療費を被保険者である75歳以上の方と、65歳以上74歳以下で一定の障害があると認められた方々も含め、社会全体で支え合う制度としてスタートされたことは周知のとおりであります。

また、被保険者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費などの支払いに充てるため、医療給付の一定割合を保険料として納めていただき、その保険料は国や県、そして市町村からの公費及び他の医療保険制度からの支援金などを合わせ、後期高齢者医療制度の運営のための貴重な財源とされているものであります。

その上で、後期高齢者医療制度に関する事務は、基本的には広域連合で実施し、市区町村は保険料徴収事務及び窓口業務を行っているのが実情であります。したがって、そのための予算組みは、その大半を扶助費である義務的経費とされております。

私たちは、国民皆保険のもとで誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現してきましたが、しかし少子高齢化の急速な進展や医療技術の進歩、国民意識の変化などにより、医療を取り巻く環境は大きく変化してきております。

松島町は、他の都市と比較しても高齢化率が高く、今後ますます、この率は高まっていくことが予測されております。松島町自体が独自に制度設計のあり方や被保険者の実情に即したサービス展開を打ち出されるよう検討を重ねることは大切なことではありますが、県下市町村との相互連携、緊密な関係のもとに広域連合が組織されたことを踏まえ、松島町にとっては現行制度の維持と特別会計予算組みは堅持されなければならないものと判断します。

したがって、これをもって賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（片山正弘君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数です。よって、議案第28号平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号平成28年度松島町介護保険特別会計予算について討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第29号平成28年度松島町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり決することにされました。

議案第30号平成28年度松島町介護サービス事業特別会計予算について討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第30号平成28年度松島町介護サービス事業特別会計予算については、委員長報告のとおり決せられました。

議案第31号平成28年度松島町観瀾亭等特別会計予算について討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第31号平成28年度松島町観瀾亭等特別会計予算については、委員長報告のとおり決せられました。

議案第32号平成28年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第32号平成28年度松島町松島区外区有財産特別会計予算については、委員長報告のとおり決せられました。

議案第33号平成28年度松島町下水道事業特別会計予算について討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第33号平成28年度松島町下水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり決せられました。

議案第34号平成28年度松島町水道事業会計予算について討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第34号平成28年度松島町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり決せられました。

---

日程第11 議案第35号 工事請負契約の締結について（提案説明）

【浪打浜排水区雨水管渠築造工事】

○議長（片山正弘君） 日程第11、議案第35号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第35号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、公共下水道施設災害復旧事業として実施する浪打浜排水区雨水管渠築造工事に関するものであり、去る2月25日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約

及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、浪打浜雨水ポンプ場に接続するため及び松島湾へ放流するための雨水管渠、延長869.9メートルの工事を行うものであります。

工期は平成28年3月31日であります。平成28年度に繰り越す予定であります。

なお、詳細につきましては、水道事業所長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） それでは、資料に基づき説明させていただきたいと思っております。

資料の2ページをお開き願いたいと思っております。

工事場所につきましては、海岸グリーン広場内に建設する浪打浜雨水ポンプ場へ雨水を集めてくるための環境整備、及び田町歩道橋より上側の地区よりの雨水排水を行うため、雨水ポンプ場を通さず直接海に放流するための環境整備を行うもので、総延長869.9メートルの工事を行うものでございます。

凡例の説明になりますが、赤の丸がマンホールということで20カ所の整備をするということでございます。赤の四角につきましては、集水ますということで3カ所の整備を行います。赤の矢印は、開削工事を行うところで、延長は602.1メートルを整備するものでございます。また、緑の矢印は推進工事を行うもので、直接放流ルートとしては国道45号を推進する部分、雨水ポンプ場への集水ルートでは、観瀾亭を迂回するルートとして国道45号及びグリーン広場内の工事を行うもので、延長は267.8メートルを整備するものでございます。

次に、最後の資料の入札結果表についてであります。入札方法は条件付一般競争入札を行ったものでございます。公募したところ6社から申し込みがあり、入札を行った結果、第1回の入札において予定価格に達し、奈良建設株式会社仙台支店を請負契約予定者としたものであります。

また、仮契約につきましては、平成28年3月1日に締結してございます。

なお、工期については平成28年3月31日までであります。平成28年度に繰り越す予定としております。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第36号 平成27年度松島町一般会計補正予算（第7号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第12、議案第36号平成27年度松島町一般会計補正予算（第7号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第36号平成27年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成28年2月29日付東日本大震災復興交付金事業の第14回配分交付可能額通知のありました6事業分について、全額積み立てするものであります。

詳細につきましては、震災復興対策監より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） それでは、歳入15款2項7目東日本大震災復興交付金に関連して、復興交付金事業の第14回配分の内容につきまして、資料に基づき説明をさせていただきます。

まず、資料の1枚目ですが、第14回申請において採択となり、事業費の配分を受けた町主体の事業一覧、2枚目のA3判図面については、その位置図となっております。

平成28年1月21日に事業計画を申請し、平成28年2月29日付で交付可能額の通知を受けております。申請事業は6事業で、平成28年度事業費として配分されております。6事業に係る事業費として2億5,373万2,000円、交付金といたしまして1億9,759万円を申請し、申請どおり配分を受けております。

それでは、資料1ページに沿って説明をさせていただきます。事業の箇所につきましては、A3判の図面でご確認いただきたいと思います。

まず、①のN○4、手樽柿ノ浦地区避難路整備事業についてです。位置図では、右側の一番上の枠が説明内容となっております。津波被害を受けた陸前富山駅周辺の住宅地から県道奥松島松島公園線方面の高台へ避難路を整備するための工事費を追加申請し、申請どおり配分を受けたものでございます。

②のN○11、松島地区外内水対策事業についてです。資料の2ページでA3判の図面では、左側の2番目の枠になります。現在、小石浜地区の護岸かさ上げ工事が完了しておりまして、ポンプ増設工事等を進めておりますが、不足分の工事費を追加申請し、これも申請どおり配

分を受けたところでございます。

③のN○41、高城・磯崎地区避難路整備事業についてです。図面では、左側の一番上の枠になります。高城・磯崎地区において、災害時に沿岸部及び密集市街地から松島運動公園方面へ避難路を整備する事業となりますが、今回、高城地区の高城川沿いと高城商店街の幹線避難路とを結ぶ町道高城枝2号線、3号線の工事費を追加申請し、申請どおり配分を受けております。

④のN○43、松島地区外下水道事業についてです。図面では、左側の一番下の枠になります。松島・高城・磯崎地区におきまして、ポンプ場及び管渠の整備を行う事業となりますが、図面中央の磯崎地区の長田排水区における管渠整備の実施設計が完了しましたことから、今回、同排水渠の管渠工事を進めるための工事費を追加申請し、これも申請どおり配分を受けたものでございます。

⑤のN○45、災害公営住宅家賃低廉化事業についてです。図面では、右側の2番目の枠をごらんいただきたいと思います。災害公営住宅の入居者の居住の安定確保を図るため、災害公営住宅の家賃低廉化に係る平成28年度分の費用として追加申請し、これも申請どおり配分を受けたものでございます。

⑥のN○46、東日本大震災特別家賃低減事業についてです。図面では、右下の一番下の枠をごらんいただきたいと思います。低所得の被災者が円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう災害公営住宅等の家賃を一定期間、入居者が無理なく負担し得る水準まで低減化するための家賃減免に係る平成28年度分の費用として追加申請し、これも申請どおり配分を受けたものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第13 議案第37号 平成28年度松島町一般会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第13、議案第37号平成28年度松島町一般会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第37号平成28年度松島町一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成28年2月29日付東日本大震災復興交付金の第14回配分交付可能額通知のありました町道柿ノ浦線避難道路整備工事及び下水道事業特別会計で事業実施する小石浜雨水管渠築造工事等に係る繰出金について補正するものであり、また東日本大震災の復旧・復興に当たる職員不足を解消するため、関係自治体に対し職員派遣をお願いしていたところ、このたび、秋田県にかほ市職員1名、神奈川県任期つき職員1名の派遣が決まりましたので、補正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、主要事業説明資料に基づきまして説明させていただきます。

事業名につきましては、手樽柿ノ浦地区避難路整備事業でございます。東日本大震災により甚大な津波被害を受けた手樽柿ノ浦地区において、迅速かつ安全な避難路の整備を図るものであります。

次ページのP1のA4の図面をごらんいただきたいと思います。

位置図でございます。陸前富山駅前から高台の主要地方道奥松島松島公園線に向かう町道柿ノ浦線でございます。

次に、次ページ、P2のA3の図面をごらんいただきたいと思います。

柿ノ浦線につきましては、昨年9月の臨時議会におきまして、既に路盤工事まで議決をいただき、道路改良工事が始まっているところであります。

今回の補正につきましては、残りの工事費といたしまして舗装工、区画線工、誘導標識工等を行うものでございまして、道路付近6メートルで延長392メートルの整備を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第14 議案第38号 平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第14、議案第38号平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第38号平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、東日本大震災復興交付金事業の第14回配分交付可能額通知のありました、松島地区外内水対策事業小石浜排水区の雨水管渠築造工事及び小石浜雨水ポンプ場工事について補正するものであります。

なお、詳細につきましては、水道事業所長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） それでは、主要事業説明資料により説明させていただきます。

今回の補正につきましては、小石浜排水区の雨水管渠築造工事に伴い、諸経费率等の変更に伴う再積算後の経費の増額分、及び支障となる水道管等の移設費用並びに雨水ポンプ場工事に伴う仮設工等を補正するものでございます。

A3判の資料で、右下にP-2とあります水道管布設替平面図をごらんいただきたいと思います。

既設の水道管の調査の結果、ボックス工に支障となる口径100ミリの水道管の布設が延長86メートルの工事分を補正するものでございます。

次に、資料のP-3の污水管布設替工平面図でございしますが、可変勾配側溝工事というものを行うわけでございますけれども、これに伴いまして支障となる污水管渠の布設がえ、箇所的には2カ所ほどあるんですが、延長86メートル分の補正を行うものでございます。

次に、資料の4ページでございします。

本体仮設工平面図でございしますが、国道との協議によりまして工法の変更が生じまして、進入路及び到達立坑を補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、休憩に入りたいと思います。2時10分まで休憩に入ります。

午後1時55分 休 憩

---

午後2時10分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

---

---

日程第15 一般質問

○議長（片山正弘君） 日程第15、一般質問に入ります。

通告の順序に沿いまして、質問を許します。質問者は登壇の上、質問をお願いします。

10番色川晴夫議員。

〔10番 色川晴夫君 登壇〕

○10番（色川晴夫君） 色川です。きのう、雄島のほうに行って、痩せ我慢してコートを着なかったら、ちょっと風邪ぎみでございまして鼻がぐずぐずとっておりまして、ちょっとお聞き苦しいことがあるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿誘致を検討する考えはないかということで質問をいたします。

ことはオリンピックイヤーであります。この夏、第31回オリンピック競技大会ブラジル、リオデジャネイロを中心として、204カ国から参加人数、約1万500人、そのほか大会役員、相当数の関係者がリオデジャネイロに向かうわけでございます。8月5日から21日までの17日間、28種目で協議が開催されます。

その4年後、第32回オリンピック競技大会が2020年、東京で7月24日から8月9日までの17日間、28種競技、プラス2で30の競技が予定されております。

さらに、第16回パラリンピック競技大会が8月25日から9月6日まで13日間、22競技が予定されております。

思えば52年前、1964年、私は高校1年生でありました。第18回東京オリンピック競技大会が開催されました。今思うと、その日10月10日、雲一つない晴天の日、古関裕而さんの入場行進の曲を、そしてギリシャを先頭に、最後、しんがり日本選手団たち、白の帽子、赤のブレザー、そして白のズボンと白の靴と、日章旗そのもののでたちで見事な行進がありました。そして、聖火ランナー最終で坂井さん、一挙にあの国立競技場を駆け上がり、聖火台に点火、まさにピークでした。皆さん、拍手、拍手、鳴りやみませんでした。

そして、翌日から競技が始まり、連日、私ども日本の国民はテレビに張りついたと思います。その中で、大松監督率いる日紡貝塚、東洋の魔女と言われたバレーボールが見事優勝。そして、宮城県出身、重量挙げ、三宅義信さん、義行さん兄弟そろって金メダル、銅メダル。さらに体操の遠藤・小野選手、柔道の神永、猪熊。そしてレスリング、これはすごかったです。連日、金メダル、上武、渡辺。そして水泳は山中選手、田中聡子選手。そして陸上競技、マ

ラソン、最終トラックまで円谷選手が第2位、そしてトラック最後でイギリスの選手に抜かれた、本当に頑張れ、頑張れと、しかし残念ながら力尽き円谷選手は3位になったと、しかしながら銅メダルです。そして100メートルのアメリカのボブ・ヘイズ。私は、あの当時の思いが、まだまぶたに焼き付いております。

あの状況をこの中で知っているのは町長、議長、教育長、私と同じ年代ですから、当然、記憶の中に残っていると思います。しかし、それ以外の職員の皆さんは、そのときはまだ中学生か小学生かで、記憶はそんなにないと思います。

こういう、日本中を熱狂の渦に巻き込んだあのオリンピックが、あと4年後、東京でまた再び見る事が出来るわけです。2020年の夏は、まさに日本中はオリンピック一色となる、こういうふうに感じます。

世界一のスポーツの祭典である東京オリンピックに何らかの形で私たちは参加できないものか。町民一体となってサポート、応援していくことが、子供たちの夢と希望そして成長につながっていくと私は確信しております。

今度の松島町の新長期総合計画の中に、今、グローバルの時代への対応と言われます。国際交流の重要性をこの機会に体験する絶好の機会でもあります。

そして、そこで東京オリンピック・パラリンピックに参加する各国選手が選手村入り前に最終調整する事前合宿の動きが、全国自治体で誘致合戦が活発化しております。これまで、東日本大震災の被災地3県の自治体を含めまして、今100件を超す市町村から誘致、希望を表明されております。

宮城県からは、仙台市、イタリアとの交流、石巻市は7人制ラグビー、登米市はボート、栗原市はホッケー、加美町はカヌーと陸上、そしてパラオ共和国のホストシティータウンとして蔵王町がパラオ共和国を受け入れると表明されました。白石市、柴田町はパラオの選手たちの受け入れ、仙台大学を中心として施設を使うということになっております。蔵王町の職員の話によれば、合宿としてお世話をするが、その後の国際交流が一番の目的ですと、そういうことを話されておりました。

組織委員会は、国際規格を満たした練習施設と宿泊施設を持った自治体が条件とされております。ハードルは高いのでありますが、他自治体と広域の中で協同して合宿の誘致を検討していただきたいという思いの中で、私は今回の質問をしております。

名乗りを上げた町村、石巻市や、私は全部ではないですけども、このうち5市町村に話を伺いに行きました。ほとんどの職員は、松島町ほどの風光明媚な町で、そして宿泊施設の整

っている町はないんだよと、うらやましいですと、そのようなことは申されておりました。

当町が合宿誘致に当たって、困難な点は多々あると思います。松島の活性化と将来を担う子供たちのためにも、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいということで、第1回目の質問とさせていただきます。事前合宿の考え方、お持ちになっていますでしょうかということでございます。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今、色川議員の前回の東京オリンピックの話を聞いていまして、当時、私は中学3年生でありましたけれども、今考えると、あのころの学校は何を考えたのかわかりませんが、中間試験があったということだけは覚えていまして、ただ円谷さんのマラソンとか、バレーボールの話をされまして、今、少しずつは思い浮かべていましたけれども、本当にすごい熱気だったということだけは覚えております。

1点目の質問でありますけれども、オリンピック、パラリンピックの事前合宿地の誘致についてであります。現在、全国自治会ではオリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地誘致のために、全国のスポーツ施設や宿泊施設を同会のポータルサイトに掲載して、国内外へ向けて公開しております。

3年前、東京などが実施しております、未来への道1,000キロメートル縦断リレーは、青森県庁から東京都まで被災地沿岸をたすきでつなぐリレーで、オリンピックの際の聖火リレーコースとして正式採用いただくよう関係自治体から申し入れしており、採用されれば町民に大きな感動を肌で感じさせるものと期待しております。

なお、キャンプ地の誘致につきましては、直接、相手国との交渉の中で、活動施設の調整や誘致に係る費用負担などについて協議しながら決定していくこととなります。キャンプを誘致することで、観光客数の増加や町内物産の消費拡大、国際交流の促進、さらにはスポーツへの関心、意欲の高まりなどさまざまな効果が期待できますが、誘致することで発生する受け入れ環境整備に伴うさまざまな負担、また整備を行った施設の大会終了後の利活用について十二分に精査し、具体的な検討を行いたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今、町長が言われたことはわかるんです。相手もあることだし、もちろん大使館なども理解をしていただきながら、こういうことを進めていくというようなこと。それから設備の面、投資の面、いろんなことが考えられる。そういうことは十分わかります。そういう中で、私は松島町1町ではなかなか難しいと、これはわかります。だから、私は先

ほども言ったように広域の中で、松島だけではなくて、利府町、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、2市3町でこのことをやっていただければなど。松島町は施設があります。ほかにはない観光施設、それから泊まる施設はそろっております。利府町、国際基準に満たしたプールそれから県営のサッカー場、ただしそのスタジアムはサッカーの試合が予定されておりますので使えないと思いますけれども、そのほかの施設は利府町は十分に対応できる。それから、塩竈市にも多賀城市にも立派な体育館などがある。そして七ヶ浜町にも立派なサッカー場があると。そういう施設がこの辺にはそろっているんです。

一自治体でこういうことをやると、やっぱり費用負担、今、町長が言われたような費用とかそういうものが大変です。2市3町は広域の中で互いに仲良くやっているわけです。そういう中で、私は櫻井町長がまずリーダーシップをとって首長に話していただきたい。今、後ろには利府町の櫻井議長がおいでになっています。私、ちょっと雑談でこの話をしたら、それはいいことだと、ぜひ利府町でも検討したいということで、今、どんな話をするのかということでお見えになっております。どうか、やっぱり広域の中で、これからこういうものを進めていかなければ、松島町1町ではだめなんです。

それで、もう一つの質問の中で、震災後の感謝を込めながら、私は誘致を考えていただきたいと思いますけれども、まず2市3町、櫻井町長と利府町長がやっぱりリーダーシップをとりながら、どうですかとほかの首長に言うと、検討をしていただけないかというような進言は考えていませんか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 合宿地誘致、広域でどうだということであります。隣町の議長が来ていますから素直に申しますけれども、私から利府町長にこうしたらいいのではないかと、なかなか言いづらいところがありますが、それは利府町の議会からでもサポートしていただければいいのかなと思いますけれども。

一応、私も実はこれを一番先に思って、担当ともちょっといろいろ聞いてみました。2市3町ということではなくて、とにかく松島町として、まずオリンピックとその後にあるパラリンピックと考えた場合にどうなんだと。それで、パラリンピックについてはいろいろ、松島町にフットボールセンターとかそういったものもあるし、どうなのかなと。それから、女子サッカーが利府町でもし開催されればどうなのかなとかそういったことをいろいろ協議はしていますけれども、ただ、まち、まちの役割というものは多分あるんだろうと思うんです。

利府町には、やはりそういう施設が十二分に県の施設として整っているでしょうし、キャパ

シティー的に5万人ぐらいの人が一気に来られても、去年でしたか、あるグループの音楽祭とかを経験されていますから、そういったことはできるのだろうと思っています。

多賀城市、塩竈市についても、それぞれの役割でやろうということであれば、それはそれでいいと思うんですけども、ただ全体的に2市3町で一番、私が考えるには、施設というかスポーツにもよりますでしょうけれども、合宿所というのが本当に松島町それから広域であるのかというと、それに足りる施設がどうなのかなということであるんだろうと思っています。

ホテルがあるから合宿施設というのはなかなか向かないのではないかと。当然、オリンピック期間中になれば、宮城県にオリンピック等で来るお客様等の受け入れも、松島町はある程度考えていかなければならないだろうし、その場合のインバウンドも考えなければならぬ。そうすると、あるホテルが某使節のための合宿所としてどうなのとか、そういうさまざまなことを検討しなければならぬ。それから、合宿する場合の選手たちの費用とホテルの宿泊施設というか、そういう費用がどうなのかなとか、いろいろ検討しなければならぬことがいっぱいあるんだろうと思います。

決して、わたしはお話ししないということではなくて、2市3町の中で、これから広域組合、一部事務組合等の会合がありますから、その中で2市2町の方々に、松島町でこういう話が出ただけけれども、どうなんだろうかという投げかけはしてみますが、そういったこともいろいろ考えながら、町としてはやらなければならないのかなと私は考えております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ぜひ、首長にそういう話をしていただきたいと思います。

蔵王町で今度、パラオの人たち、30名ぐら이다そうです。大きい選手団ではない。蔵王町にはホテル施設はあると、そのホテルに泊まってもらうんだと。それで、体育施設がないものだから、ほかのまちとタイアップしてやっていくのだと。そうしたら、この間の新聞で、パラオが利府町のプールも使いたいというような報道がされていました。そこなんですよ、松島町も。松島町もそういう施設、立派なフットボールセンターは人工芝なんですね。男子の大会の合宿とか練習はなかなか人工芝ではできないということは聞いておりますけれども。

ほかのまちに聞きますと、どういうところで泊まるんですかと、そういう合宿をするところ。そうしたら、宮崎町は温泉などのところの施設に泊まりますと。そういう施設がないんだということで苦慮しているんですよ、みんな。それで、松島町の場合は、合宿といっても練習する部分は松島町も利用できるけれども、利府町とかそういうところに使ってもらう。それ

で、松島町に帰ってきてお泊りになっていただくと、そういう感じなんです。蔵王もそうなんです。そういうことで、あくまでも合宿、それからその人たちだけが泊まるということではないと思うんですね。

そういう中で、費用の面などというのは、ホストタウン方式になりますと、その経費は半分が国で持つんですね。ホームタウン方式になりますと、また考え方が違うんですけれども、合宿ということになりますと、受け入れの施設とか、それからが今後の協議になると思うんですね。

そういうことで、とにかくこういう考え方を2市3町の首長にわかっていたきたいと。

私、何でこういうことを言うか、これから言う、震災後の全世界からの支援なんです。町長、皆さん見ましたか、3月11日、テレビで金スマという番組、町長もうんとうなずきましたね。本当にあれだけの200億円の、世界でも最も200億円、アメリカと同額だそうです。私、金スマを見て、何でこんなに200億円の金が台湾から義援金として来たかと。

これは、1999年、台湾で大地震があったと。そうしたら、一番最初に駆けつけてくれた救援隊、次の日に日本が来た。そして、不眠不休の救助活動の中で、台湾の人は本当に感謝、感謝。それで、1週間の救援活動を終え日本に帰るとなったとき、空港には税関職員、関係者が勢ぞろい、拍手、拍手で日本団を送り返したと。物すごい感激したと、そういうことだったんです。

それで、日本にはこれからも何かあったらというような気持ちが国民に芽生えてきたわけです。そうしたら、東日本大震災でした。この機会に日本に1999年当時の思い、何とかしてやらなければならない。テレビ局、14局あるそうです、台湾には。その全部が同じチャンネル、同じ内容で日本の被災地に支援しようということで放送したら、次の日に何と1日で21億円集まったそうです。それで、当時の総統、この間、選挙で負けた馬英九総統もテレビに出て、一緒になって募金活動をしたと。

日本にこの恩を返さなければいけない、そういう思いの中で一人一人から何と200億円です。台湾は2,400万人なんです、人口。単純計算で1人833円です、1人ですよ。もちろん企業がありますから、何千万円、億の単位で寄附した会社もあるでしょう。しかし、国民1人当たり833円で200億円なんです。物すごい援助なんですよ。

そういう中で、この間、金スマでは台湾の高校生が東日本大震災の復興の状況を勉強したいということで、まず松島町、南三陸町に訪れた。それで、松島高校の生徒たちにご案内をしてもらったと。台湾の皆様、本当に皆さんの義援のおかげで、福浦橋です。かなりの時間で

福浦橋が映っていましたよ。この改修工事も皆さんの義援のおかげなんです。本当に感謝したいと。そして、南三陸町、ホテルではなくて民泊です。被害を受けた家族とともに台湾の子供たちがどういう状況だったのかというようなことを聞きながら、その修学旅行は終わったんです。

あの金スマ、中居君が出る。そして、あの中居君が神妙に言っていました。私たち、余り何もできなかったけれども、こういうものを見れば何かやっぱりやらなければならないと。

この機会、この世界的なイベントに、その感謝を込めて、やっぱり私はどうしても台湾なんです。東南アジアの人、いいです。台湾の人に恩返し、ここを使って、この被災地が立派になった、復興している、あと4年後ですから、どうぞ見てください、ここで合宿を張ってください、そういうことを感謝を込めて言うべきなんです。

そういうことで、私はこの問題をぜひやりたいと。ですから、私は去年の12月議会の一般質問を終わってすぐに教育長と課長には言いに行きました。私はこの問題をやりますよと、ですからよろしくお願ひしますねということで、言うだけでは何ですから市町村に皆、聞きに行きました。そういう中で、きょう今回の質問ということでございます。

どうか本当に、何かやっぱりアクションを起こさなければならないです、そう思うんです。南三陸町で幾ら気持ちはあっても、そういう合宿はできないんですよ、台湾に恩返しができないんです。この被災地の中でできるのは2市3町だけなんです。

ぜひ町長、そういうことを思いながら、当然、町長もそういう気持ちはあると思うんです。ぜひ、もう一度、2市3町の首長にお願いしていただければと思います。また、お願いします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） この間、この件ではなくて別な件で首長たちが集まったときには、オリンピックの話が出たときに、ぜひ東日本大震災で被災した沿岸部は聖火リレーを何としてでも走ってもらうべと。そのときに、そのまち、そのまちの特色を生かした応援をやりましようかという話は出ておりましたので、それらについては前へ、前へと進めていきたいと。

それから、今、台湾の話が出ましたけれども、議員が言うとおりの17年前の1999年の台中ですね、あの地震は。それで、多くの方が亡くなったときに日本が駆けつけたと。その恩返しということで、東日本大震災のときにあのような、私もテレビを見ていて、1日で21億円を集めたというから、すごいんだなと思って見ておりました。

それで、彼らがこの間、南三陸町に訪れましたのは、教育旅行ということでありました。あ

のテレビを見ていましたけれども、松島町の福浦橋の前で、松島高校の女子生徒の名前をちょっと今、忘れましたけれども、東松島市で被災に遭ったことをそこで一生懸命、当時のお話を、同じ年代の子供たちでお話をされたということを報道されていましたが。南三陸町は、最初から民泊が目的だったそうで、被災された方々の言葉をじかに台湾の子供たちが聞くということが目的だったそうでもあります。

それで、帰って何日かして台南地震というものが発生したということでもありますから、何という字であったかちょっと忘れましたけれども、日本の障害者の方が一生懸命……。 (「金澤翔子さん」の声あり) 筆を握って書いた2文字、ちょっと今、思い出せませんけれども、それが台南市の子供たちのところの学校に飾ってあって、これで我々は今、勇気をもらっているという内容は見ておりました。

いろいろ台湾のことについては、松島町に訪れてくる国としても一番多いわけですから、事前に前向きには考えたいと思いますけれども、では台湾の何をどういうふうにするのか、台湾といってもいろんな種目で、どのぐらいの選手がどういった競技で出てくるのか、私はちょっと把握していませんけれども、そういった兼ね合いも見ながらやっていかなければならないんだろうと思っています。

もし、担当で何かあれば答弁させます。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、ちょっと台湾に関して、オリンピックの今現在の取り組みですけれども、報告させていただきたいと思います。

まず、ホストタウンという考え方ですけれども、これに関しては北海道の士別市と名寄市が手を挙げていまして、既に名寄市は日台親善協会というものがあまして、そちらで中心になって交流をずっとやってきているんです、スポーツ交流を。それが縁で名寄市にホストタウンということで決定しています。

それから士別市は、台湾は重量挙げがとても強い国で、これまでも銀メダル、銅メダル合わせて5個をとっているというくらい重量挙げが強いということから、士別市ではウエイトリフティングをキャンプしたいということで、実は士別市に関しては、台湾はこれまでずっとスポーツの交流をやってきていまして、そういった縁があつて、これが実現している。

それと、もう1カ所が静岡県の掛川市なんですけれども、掛川市にはJOCのアーチェリー強化センターというものがあまして、当然、台湾もアーチェリー、これまで銀メダル1個、銅メダル1個ということで、結構、力を入れているんですね。ですので、もともと台湾の事

務所が県内にあるものですから静岡県の掛川市ということで、既に大分前から決定していたようです。

そのほかに、台湾といえば何といてもやっぱりテコンドーなのかなと思います。テコンドーに関しては、神奈川県が既に大分前から手を挙げていまして、恐らく神奈川県になるのではないのかなと思っています。

それ以外に、あとは卓球と野球とありますけれども、こういった面も含めながら、先ほど町長も答弁していますように、近隣の市町村と担当者会議、またこれからもオリンピックに関してありますので、意見交換をしていながら町長にも報告をしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 課長、よく調べていただいています、ありがとうございます。

台湾が仮に、全ての競技は松島町とか、それは当然無理ですよ。そういうことで、種目的なもの、幸い松島町にも球場がある、利府町にも立派な楽天の2軍球場もあることですから、野球、仮にあれば十分できるわけです。それから卓球も立派な体育館があると、この辺には。

そういうことも含めながら、ほかに台湾でなくても、既に残念ながら皆、決まってしまうと。やはり東南アジアの人たちと、よくインバウンドと言います。東南アジアの人たちが来てもらわないことには、距離が近いものですから、東南アジアの人たちに日本三景松島に泊まっていたきながら広域の中で施設を使っただいて、こういった国際交流を進めていけば必ずや子供たちが、世界の一流の選手たちを間近に見られるわけです。それで、松島町に泊まることだから、ここで交流ができるわけですね。忙しいかもしれませんが。

こういうことを、私は高校時代に、オリンピックが終わってから2つあったんです、国際交流が。それは日独、陸上なんですね。仙台市の陸上競技場で日本チーム対ドイツチームが親善試合をやったんです。それから体操です。当時、チャスラフスカというチェコスロバキアがその当時、断トツに強かったんです。そのチャスラフスカさんが絶世の美女です。その人が仙台市で演技をして松島町に来たんです。それで、私の親父が遊覧船会社をやっていたから、船に乗って塩竈、私は学校を休んでチャスラフスカさんと一緒に船に乗ったんです。鮮明に覚えています。

そういうことで、これだけのイベントが本当に4年後に来るんですよ。皆さんは小さくてわからなかったと思いますが、本当にすごいですよ、このオリンピックというものは。ワールドカップがすごいと、サッカーをやっている人はすごいでしょ。でも違う、全部の

競技ですから、これはすごいです。

そういうことで、ぜひ震災後の、本当の全世界からのご支援を何らかの形でお返しをしなければならぬと、これがひいては国際親善とインバウンドにつながるんです。ただ単に、誘致しろ、誘致しろと言うだけではないんです。将来の松島町の観光を含めての産業のあり方をどうするかということまで、広く言えばそうなんです。

そういうことですので、ひとつよろしくご検討をお願いしたいと思います。

それから、最後にパラリンピックということで、ご答弁に、それは考え方の中にあると、人工芝のフットボールセンターが使えたかもしれないというようなことであります。今度、45号が、あの商店街の通りが広がります。そうすると、車椅子の方も安心して通りを利用することができるわけです。パラリンピック、そういう機会に、松島町を本当に障害者にも優しい観光地づくりを目指してほしいなということでもあります。

それもあわせて、パラリンピックの合宿というものは可能性があるのかどうか、その辺をご答弁いただければありがたいです。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） パラリンピックについても、先ほどと似ているところがあるんですけども、先ほど議員から22の競技があるんだよというお話も聞きました。そういったこともあれば松島町でどうなんだと、少しでも可能性があれば考えたいとは思いますが。ただ、本町で、オリンピックが開催されることによって来訪者もふえていくということが予想されますので、海外からのお客さん全体を歓迎して再訪につなげる、ソフト・ハード面でおもてなしを推進してやっていきたいと思っております。

障害者にも優しいまちづくりということであれば、担当課長の福祉のほうから答弁させます。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） それでは、私から障害を持つ方々への優しいまちということになります。確かにパラリンピックそのものの合宿地としてあれば、もっとよろしいんしょうけれども、なかなかそれができなくても、観光地として松島町に来る方々は絶対にいるはずで、障害をお持ちの方も。そういった方々に対して、町としても、その取り組みとしては本当に大事なものになってくるのかなとは考えております。

障害のある方、誰でもですが、観光地への旅行というものは本当に楽しみにしていると。多くの方が日本三景松島を訪れるだろうということでもあります。

観光地として、先ほど議員がおっしゃったとおり、国道45号の歩道の拡幅があつて、そこは

バリアフリー的に車椅子などが容易に通れるような状況になってくると思います。

そういった中でも、観光地の利便性を一層向上できるものということで目指すべきでありますし、昨年、たまたま全国の視覚障害者の女性研修大会が大観荘において開催されたんですが、そのときに全国から約400人余りの方が訪れました。3日間開催されたわけです。そのときには仙台駅、あと松島海岸駅、そしてホテル周辺に地元からボランティアが募りまして、ボランティアでの支援を行っておりました。そういったところに、実際、主催者側から本当にありがとうございましたとの言葉をいただいております。

なおさらそういったものも、我々、福祉の立場としては、町民に障害者の人たちの理解を深める教育も必要だろうとは考えております

なおさら28年4月から障害者差別解消法が施行されます、ことしの4月からになるんですが。これは町として、心からの思いやりを大事にしていきたいと思いますので、来月の広報にも一応、施行されるという広報はします。なおさら住民の方への障害の理解というか、そういった支援の方法についても勉強会などを通じまして取り組みを実施していきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今、全国大会が大観荘であったと、確かにありましたね。私も何組かお話ししました。

そういう中で、これから高齢者がどんどんふえるわけです。そうして、比例すると障害を持った方も多くなるんです。今から何か格差がつくか、観光地間の。高齢者に優しい観光地づくりをしないと取り残されます、これは確実に言えます。ですから、大きいホテルなどはそういうことで対応しているところはあります。しかし、観光施設がちょっとまだなんですよ、トイレの問題。古いところはなかなか、高齢者、身障者用のトイレがまだまだできていないというような部分があります。

そういうことも含めながら、やっぱりこの機会、パラリンピックがあります。やはり、こういうことも進めていかなければ、こういう補助事業があれば、国の。調べていただければありがたい。

そして、最後になりますけれども、松島海岸駅の改修です。あと4年です、オリンピック。そして、今も観光客で車椅子や障害を持った方が電車に乗ってきます。エレベーターがなくて、遊覧船の人そういう人たちや駅員さんが本当に車椅子を持ち運んで、みんなでわっしょい、わっしょいと降りてくるんですよ、今。それが既に8年も9年も前からJRの話が出て、

一向に進まないというようなことであります。

総括質問の中で、町長は余り急がせると負担が3分の2になってくるよというような、今はせっかく3分の1ですから、それが急がせると負担がふえてくるというようなご答弁がありました。私は、やっぱりいつまでも待ってられないんですよ、みんな、年をとってくるんです、どんどん。それはみなさん、ご認識をいただいている。ですから、オリンピック、あと4年以内に、松島駅が優先ということでございますから、続いて松島海岸駅もという気持ちを持って、4年間取り組んでほしいなという思いでございます。

また、再度なんですけれども、町長、お気持ちを。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） まず、オリンピック、2020年に本町の子供たちがどういうことかかわって、それが低学年であれ園児であれ、中学生、高校生であれ、何らかの形でまちおこしのために、いろんなことは考えていきたいと思っております。

それから、今の観光地のバリアフリーというんですか、高齢者に優しい観光地ということでありますけれども、この間、商店街の総会があったときに、祝辞の中で述べさせていただきました。今、45号の歩道を拡幅していますけれども、なかなか思うように進まない。それで、できれば2018年までには全て終わりたいと、私はここ2年で終わらせたいという話をしましたけれども。

それに伴って、歩道だけがきれいにできても、歩道から各商店に入るところ、それから寺町に行くところといったところの段差とかそういったものも全てクリアしていかないと、車椅子等に関しては優しい観光地にならないだろうし、ただ単にトイレがどうのこうのということもあるだろうけれども、まず、そういったことは相対的にやっていく必要があるのだろうと思っています。

2年後の6月に、町の瑞巖寺が落慶法要をやるということもあるんですけれども、できればそれまでには、そういったバリアフリーをある程度、整備していきたい。そこで、もし何かがあれば1年かけて、また2年かけてオリンピックまでに思案していきたいと思っております。

それから、駅のエレベーターについては、正直、2年後の松島町にとっては一大イベントとなるだろうということに実は焦点を合わせて走ったんだけど、やはり3分の2の負担は、ちょっと町ではなかなか難しいということであれば、1年おくらせて3分の1にしたい。それで、2020年では間に合わないの、2019年を目指して庁舎内では今これから進めていこ

うということをやっています。

ただ、JRにはとにかく一日も早くということですので、それ以上に早くなれば早くなったで構わないわけで、とにかく駅のバリアフリー化というものに関しましては、エレベーターだけではないのしょうけれども、トイレの問題もありますでしょうし、いろんな面で前向きに、前へ前へと、とにかく進んでいきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） パラリンピックのことにつきましては、なかなか、オリンピックも含めて、健常者も含めて非常にハードルが高いことは十分に承知です。しかし、今、町長が前向きに取り組んでいきたいと、希望を持ってました。あとは、いかにほかの首長、そして今、利府町の議長もおいでいただいています。そういう中で、2市3町の盛り上がりできれば、本当の御礼をこめて、合宿地にどうぞ2市3町を使ってくださいというようなご提言ができるのかなど。そして、これが世界に発信されれば本当にいいんです。被災地に、どうぞ皆さん、おいでくださいと、そういう気持ちです。よろしくお願いします。

それから、今、町長が言われました低学年の子供。今、観光課がことしの予算審議で小学5年生、6年生、中学1、2年生の子供、まずとりあえず10人を対象に英語をするということになる、非常にこれは本当にありがたいこと。これが、あと20人、30人となって、4年後、この子供たちが成長して、外国人が来たら気軽に自分から英語で会話できるように、そういう町になってほしいんです、松島町が。

それから、今言われた、障害を持っている方、よく亀井課長が言ったユニバーサルデザインだと、どうかユニバーサルデザインを目指しながらこれからの松島町を築いていってほしいなという思いを込めまして、きょうの質問を終わらせていただきます。

どうか、2020年東京オリンピック、子供たちにこのすばらしいオリンピックをやっぴり体験してほしい、そういう思いでございますからよろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（片山正弘君） 10番色川議員の質問が終わりました。

ここで、議事の進行上、3時10分まで休憩に入りたいと思います。

午後2時57分 休 憩

---

午後3時10分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

一般質問を続けます。

3番櫻井 靖議員、登壇の上、質問をお願いします。

〔3番 櫻井 靖君 登壇〕

○3番（櫻井 靖君） 3番櫻井 靖です。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

まず、初めに施設の利用と減免の関係はについて、質問をさせていただきます。

現在、松島町では復興事業の関係もあり、多くの施設が新たにできたり建てかえられたりしています。施設の管理に関しては、町管理であったり指定管理であったりしています。指定管理にしても、行政区が行っているもの、企業が行っているものがあります。

しかし、どの施設についても、松島町民に対して最大限、有効利用してもらわなければなりません。また、利用者側に関しても、個人やサークル、私的、公的な使い方があります。公共施設でありますから、私的な利益になる活動については制限であるとか高い利用料金を払うということもやむを得ないことでしょうし、逆に多くの町民に還元できることについては、町としては推奨し、助けていくことも必要であると思います。

ただし、財布の中身というものは決められております。やみくもに大盤振る舞いはできないことを町民に対して理解してもらおう努力もしていかなければなりません。

そこで、施設の利用と減免の関係について質問をいたします。

まず、始めに①です。催し物を行うに当たり、共催、後援、協力という区別があると思いますが、町はどのような解釈をしているのでしょうか、お答え願います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） それでは、質問にお答えしますが、共催、後援、協力との解釈につきましては担当課長から答弁させます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） まず、共催についてでございます。本町が団体とともに共同の主催者として、その事業を企画、運営し、その中身や経過について責任を負うことをいいます。例えば、イベントや講座を実施する場合、プログラムの中身や講師の人選等について、町も企画段階から積極的に意見を出し、当日は町の職員も運営にかかわります。これが共催です。

それから後援です。主催者が企画した事業の趣旨や内容に賛同し、それを本町として応援することを表明することをいいます。物品の貸し出し等、具体的に目に見える支援は原則として行いません。ただし、例えば広報に関して町が実施する事業、イベントにおいてチラシを

配るなど軽微な範囲で協力する程度はここに含まれます。

それから協力でございますが、主催者が企画した事業の趣旨や内容に賛同しまして、物品の貸し出し、情報提供、広報など、必要に応じて行政の立場でできる範囲で力を貸すことをいいます。事業の内容や結果についての責任は、基本的に主催者にあります。ただし、町が協力するに当たって、参加者の安全管理等の見地から必要と認められる場合には、プログラム内容の変更をお願いしたり、何らかの条件を付したりすることも必要となることがあります。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） これらについて、どのような手続が伴い、それを誰が判断しているのか。あわせてお答え願いたいと思います。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 協賛をしてほしい、後援をしてほしい、協力をしてほしいということのお話がありましたら、その所管する課と相談をし、最終的には町長の判断を仰ぐというようになります。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 書類とかを提出というものが多分あると思うんですけども、先日行われた、松島町国際交流協会主催の内モンゴル芸術劇院のチャリティーコンサートが行われた際に、予算書の提出を求められました。それで、その中身はチェックを当然されていると思われれます。ならば、その内容が間違っているとき、このときは文化観光交流館の使用料が明記されていなかったわけなんです。それを指摘されてもいいのかなと思います。それを確認して、改めて松島町が後援するとかしないとかという結論が出てもいいと思うんですけども、その件に関しては、ちょっとどう考えているのか。お願いいたします。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 文化観光交流館の使用料につきましては、条例規則等で既にきちっと定めてありますので、その辺については十分熟知しているものところとしては判断しておりますので、指摘はしておりません。以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 指摘はしていなくても、実際このところはノーチェックであったわけなんですけれども、それはどういう理由だったんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） ノーチェックという意味が、ちょっと私は今ここでなかなか理解できないのですけれども、利用申し込みの申請が上がってきて、その内容、時間に基づいて使用料は幾らぐらいになりますというお話をするので、まずは申請書が上がってきてから、それをもとにして今後は申請者との話し合いになりますので、そういうご理解をしていただければと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 今は申請の話をしているのではありません。後援ということについてのお話をしております。書面上で後援をしてくださいというものを出しました。そのときに、書面だけではいけない、予算書を提出してくださいという旨のことがありました。そして、そのことを踏まえた上で後援をするかしないかを出すということになっておりました。ですから、当然、予算書を見ていただいて、後援ということがおけると私は思ったのですけれども、その辺の部分ではチェックがされたのでしょうか。その辺をお聞きしているのです。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 基本的に、後援とか共催とか主催とか、いろいろ文言があるかと思うんですけれども、まずこれらは主催者側から、このイベント、行事については後援でお願いしたいとか共催でお願いしたいとかという文言で町にお話があつて、町で決裁とかが全部入りますけれども、そういうことでまずはするという形で、基本的にはなります。

そして、今お話しの上年のことについて、後援ということが文書で上がってきたということではありますが、その辺はちょっと私で把握できないのですけれども、教育委員会でも把握していれば、お答えいただければと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） たしか、後援については町長部局にも後援の依頼をしているということでしたよね。それで、国際交流協会に関しましては、町長部局で所管しておりましたので、そういう意味で、申請、たしか議員さんだっただと思うんですけれども、私はそちらのほうで後援をするのであれば、それで結構ではないでしょうかというお話はさせていただきました。

それから、使用料、まずはちょっとさっき、申請の話をしていてのではないというお話がありましたけれども、前段、その話がありましたので私は説明しているわけで。申請があった段階で、指定管理者から今回の申請の事業内容に基づいた使用料の一覧明細はお配りしてお

るようでございます。以上です。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 内モンゴル芸術劇院の後援のお話でありますけれども、これは後援の申請のあった件について承認いたしますよということで、後援のことについては、そのときの協会長に通知を差し上げていると、まずこれは一つ整理しておきたいかなと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 私の質問は、後援という文書を国際交流協会で出しました。その次に、それだけでは不備ですよと、予算書の提出を求められました。ですので、予算書の提出をちゃんとしたということは、それをチェックされているからそういうことが起こったのだと私は理解いたしました。それで、その中に使用料という部分に関しては明記されていませんでした。それでも、後援というものがこちらにはいただきました。ですから、その旨で使用料は払わなくてもいいという判断のもと、私ども国際交流協会ではやっていっているわけなんですけれども、その辺のチェックという部分ではあったのでしょうか、なかったのでしょうか。また、指摘事項としてこちらにあってもよかったのではないかなということがあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） まず、共催と後援と協力について、1番目に私がお答えしました。後援については、多分に名義後援の色合いが強いと思ってください、よろしいですか。ですから、そういった企画書の段階で、企画に対してどうのこうのとはなかなか言わないようにしています。それで、皆さん、どうぞ文化振興、国際交流のために頑張ってくださいという意味で後援をさせていただいている。その中で、予算書の提出を求めたそうですが、そのときに文化観光交流館の使用料はこうなっておりますからねということで、こちらから出している、それは間違いではないと思います。

それと、もう一つです。条例規則の話を最初に教育課長が申し上げましたが、この中に、例えば減免の対象になるような事業であっても、チケットを買っていただき有料で入っていただくとか、会費を取って入っていただくとかそういったものは減免の対象にはなりませんよと書いております。ですから、私どもとしては、とった措置としては間違いではないと考えています。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 国際交流協会では、今まで後援という依頼をされたときに、予算書の提

出はなかったんですね。それで、今回は改めてそういうものがあつた。先ほど言われていた、料金表というふうにもらったのはそのときではありませんで、その後日の話でございます。

それで、ちょっと問題があつてからのことで、こういう料金がかかるんですということがありました。そのときの指摘事項としては全く何もなかったんですね、そういう料金。こちらはチケットを売りますと予算書に載っていました。そういうことで、これは全面、丸々チャリティーにしますとちゃんと明記してあるものが提出していました。そのことに関して、町では何の指摘もなかったということなんですけれども、それはちょっと指摘されてもいいのではないかと。料金をちゃんと取っているのだったならば、ここをちょっと、後援であつたら料金を取らないとおかしいのではないですかという指摘が実際あつていいのではないと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） そちらのほうの話になるのであれば、ちょっとあれですけども、まずは内訳を出していただいて、チケットを販売するというお話を聞きましたので、指定管理者側としては明細をお配りしたと。その後に、議員さんから私のほうにおいでいただいて、チャリティーなので減免にならないのかというお話をされて、いや議員さん、それは難しいです、ありませんということでお話をしました。

もし、無料でそういう公演をやって、例えばお帰りいただく皆さん方に募金箱か何かで、チャリティーで募金をしていただくのであれば別でしょうけれども、まずチケットを売ると。そして、あのときたしか議員さんから、既に売つたんだというお話も聞かされたので、今回の減免対象にはなりませんというお話をさせていただいたので、そこはぜひご理解していただく必要があるのではないのかなと思っています。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ちょっと、話が前後されているのかなと思います。

まず、後援がおりましたからそういう行動をとっているわけでありまして、後援前にはそういう指摘はなかったです。ですから、後援がおりの段階から物事は、ポスターをやったり依頼をしたりということが出てくるものですから、そこで指定管理者から指摘を受けました。ですから、後援を出すということ自体が間違っているのではないのかなということで、ちょっとお話をしているわけなんです。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 私の手元に、松島町後援名義の使用についてということで通知を申

し上げた写しがあるんですが、この4番のその他に、会場の使用料減免については別途、松島町教育委員会と協議してくださいねと書いてあります。ですから、後援名義の使用についての通知と一緒に、協議してくださいねというように出しています。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） そういうことでしたならば、いたし方ないのかなと。ですけれども、その際に、そういうことを言うていただければ、その問題としては先に進む前に解決できたのかなという思いがありますので、ちょっとその辺は配慮していただければいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

もし、今後こういう事案が上がってきた場合は、ちょっと事前にチェックをしていただいて、ここのところはちょっと違うのではないですかというふうな、後援を出す前にしていただいたほうがこれからのトラブルにはつながらないのかなと思うので、よろしくお願いいたします。

それに踏まえて、次の問題にはかかわってくるのですけれども、松島町文化観光交流館の管理運営規則の第9条2項に「入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、使用料の減免は行わない」とあるが、ある程度、事情があれば考慮するということはできないものなのでしょうか。全く受け付けないということなのか、ちょっとその辺をお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） この件につきましては、最初の質問というんですか、その中でも大分、意見は出たかと思えますけれども、ちょっと同じことの繰り返しを言うかもしれませんが、文化観光交流館施設を利用し、活動や行事等で入場料やこれに類するものを徴収する場合、松島町文化観光交流館の設置及び管理に関する条例第11条並びに松島町文化観光交流館管理運営規則第9条第2項において、先ほどから申し上げているとおり、「前項の規定にかかわらず同項第2号、第4号又は第5号に規定する事業又は行事の実施に際し、入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、使用料の減免は行わない」とはっきり規定しております。

この2号、4号、5号ということでお話ししますと、2号というのが、例えば他の地方公共団体それから国の機関、そういったものが公用で使用する場合とか、それから4号というのが、社会教育団体や芸術文化団体等が本来の目的達成のために行う活動や、その他の団体でというのが今度、第5号で、教育長が減免を必要と認める行事に使用する場合、こういったものについても入場料を徴収する場合は減免はできないものとなっておりますので、ご理解

いただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 今まで、松島町国際交流協会ではさまざまチャリティーコンサートを行ってまいりました。内モンゴルへ小学校を建てるため、アフリカの子供たちの教育のため、四川大地震の被害に遭った小学校への義援金などです。そして、この間、当協会は減免団体であったため、一度も会場使用料という請求はなされていませんでした。

今、言いましたとおり、松島町文化観光交流館設置及び管理に関する条例ができたのが平成25年9月11日の議会の承認をもって整備しておりますが、この中には減免については第11条の「規則に定める基準により使用料を減免し、又は免除することができる」というものがあり、翌年の平成26年1月31日に出された松島町文化観光交流館運営規則では、町または教育委員会が育成、指導している社会教育団体、芸術文化団体等が、その本来の目的達成のために行う活動に使用する場合は全額免除をしていただけるということがあり、しかし入場料またはこれに類するものを徴収する場合は、その使用料の減免は行わないと書かれております。これは、先ほど課長が言ったことだと思います。

入場料を徴収する場合、使用料の減免は行わないということだったんですが、ここは議会でちゃんと説明され、質疑がちゃんと行われたのでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 大変申しわけありませんけれども、もしよろしければ、その辺の内容について議員もご確認をしていただきたいと思います。我々はきちっと議会に提案をし、承認をいただいたと強く感じております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 私、これは議事録を見させていただきました。その中の条例に関するところに関しては、減免に関する事項で、入場料を取った際に徴収しないという説明がなかったのかなと私は思いまして質問をさせていただいております。一応、そこの部分があったのだったならば、ちょっとその辺を確認したかったので質問させていただきました。

この際、課長は減免については今までどおりという説明をされているのみ議事録には載っていたんですが、その辺の説明はもう一度されたのかどうか。ちゃんと説明していただければとお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 私は、全てご理解いただいたものと解釈しておりますので、その辺の食い違いがあるのであれば、議員さんから再度、ご確認していただいて、我々としては資料やそういったものも提出しながら全て説明はしてきていますので、書面等につきましても再度、確認をしていただければと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 書面等ということだったんですね。議事録にはそういうものが載ってなかったのですが、ちょっとその辺はわかりませんが、規則ではそうになっていた。そして、規則では26年1月31日に出されておりますね。それでなんですけれども、現に、平成26年3月30日にフィリピン台風に関するチャリティーコンサートが行われた際は、使用料は徴収されませんでした。これはどういうことになっているのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） その件につきましては、当時、私も公民館の職員の皆さん方にも確認をさせていただきました。申請の段階で使用料を取るということは一言も説明がなされなかった。それから、申請も当日まで上がってこなかったと、当時。それで、使用料を取ったのも、後からこちらがわかったということで、それに関しては当時の国際交流協会の皆さん方に、今後これは絶対にあり得ませんということで注意をしたということは報告を受けております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 注意をしたということがこちらは聞こえてきませんでしたので、できれば誰に注意したのかなということがわかるとありがたいのですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員、自分で質問の要旨を整理して、その辺をお願いします。

○3番（櫻井 靖君） はい、済みませんでした。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） では、ちょっと質問を変えさせていただきたいと思います。

そういうものがあるのですでしたら、ちゃんと事務局なり何なりに説明があったほうがいいのかなと思います。そういうことが一部の人間しか聞こえていなくて、会の意思の疎通というものが全くできていませんでしたので、何らかの部分でそういうものがもっと周知されることを望みたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

本来、これはチャリティーということでありまして、以前、総務課長をされていた方もチャ

リティーの場合は今まで取らなかったのにねということもございました。そういうことも聞いております。

できれば、後援という冠をいただいているわけで、土壇場になって使用料を払ってくれと言われると、こちらでも、4万円、5万円という話ですので、ちょっと大きい額になるということだと思います。ですから、そういう部分は他の団体についても、ちょっと支障のある場合があると思いますので、少しちゃんと公にさせていただいて、発表していただければなと思いました。よろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 減免について、今、いろいろ議論されているわけですがけれども、やはり議員には、やっぱり条例というものはきちっと重く受けとめてお話をしてほしいと。

それから、たしかあのときのチケットが500円だったのかな、翌日の仙台公演は2,000円だけだったと思うんですね。ですから、やはりその場、その場で団体がその会場での使用料というのは異なるのはわかるんですけども、多分、松島町も、これはちょっと精査していないと話はわかりませんが、アトレ・るをきちっと整備したときに、今度これだけの施設をつくったんだと。ですから、こういったものについて有料でやる場合はきちんとかういうふうにしてくださいよというのが、これだったんですね。

やはりこういったものをきちんとか、例えばどこの団体であれ入場料というものを取ったものについては、こういうことでやりますよということで統一していかないと、何のためにつくったんだということになりますので、それはやっぱり精査していく必要があるんだろうと思います。

そして、それを支払っていただくことによって、松島町もまたアトレ・るのいい状態での貸し出しができるわけでありますから、その辺は十二分にご理解願えればなと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 私も、全面減免ということを行っているわけではないんですよ。ただ、4万円、5万円となると結構、土壇場で言われると、その金額を出すとしても大変なわけです。例えば、減免団体に関しては、使用料についても500円だったり1,000円だったり、金額が違うわけですよ。その部分を一つ減じるとかいう措置とかそういうことがあってもいいのかなと。そうすれば、もっと利用しやすくなるのでないか。

一概に、ただ単に、全部がお金を徴収するから、そういうふうなのをまるきりだめだよというのではなく、もう少し温かい考え方があってもいいのではないかなということ、ちょっ

とこの場でお話ししているのでありまして、ちょっと改正という形にはなると思うんですけども、そういう部分というものは考えられないものでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） まず、条例の重さというものを私、お話をちょっとさせていただいたほうがいいかなと思ったんですが、地方自治法には第14条第2項というものがありまして、普通地方公共団体は、義務を課し権利の一部を制約する場合は別の法律に定めのある場合を除き、条例に記すと書いてあります。ですから、私どもとしては、こういったお金をいただくときは条例を必ずや設けているという状況です。都市公園条例しかり、アトレ・るがある文化観光交流館しかりでございます。そういったことで条例を設けさせていただいていると。

それで、今、お話の中に、額のランクごとに減免の額をつくっていったらいいのではないかとということですが、これは条例の別表第1（2）にありますので、こちらで運用できていくと。ですから、改めてつくる必要は私はないと考えております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） わかりました。私が入る前に討論なされていた部分ですので、私がそういうところにいれば、ちょっとその辺は質問したかったかなと、大変悔しい思いでいるところではあります。そういうことであるならば、いたし方ないのかなと思いますので、この質問に関してはここで終わらせていただきますが、次の③です。

指定管理者と町民サービスの関係について、四角四面であってはならない。利益追求に走らず、管理者の負担にならないようなバランスを、町ではどう考えているということなんですが、どのように考えているのか。ちょっとお伝えりたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 指定管理者と町民サービスの関係等につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） まず、指定管理者制度でございますが、指定管理者は施設運営に必要な経費について、まずは利用料金のみ、それから2番目としては利用料金、プラス指定管理料、そして3番目としては指定管理料のみの3通りで運営しております。

基本的には、一部の施設を除き、指定管理者の経営努力によって生じた利益については、指定管理者の収益としているところでございます。

指定管理者事業の対象となる公共施設は、本町の施設におきましては、収支のバランスはと

れていると考えております。収支のバランスが崩れれば、指定管理者のモチベーションの低下につながり、結果的に次回の選定の際に公募者がいないという状況につながりかねません。今後におきましても、更新時には適切な指定管理料の算定を引き続き行い、指定管理者が質の高いサービスを提供しつつも、組織としての収支バランスを保てるよう努めてまいります。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 端的に言うと、この質問の意図なんですけれども、ことしの冬からの話なんです、文化観光交流館の暖房が利用者が来るまで入れていないということがありまして、時間ちょうどに始まるもの、集まるものなら、会議が終わったところにやっと暖まってくるという状態が続いているということです。いろんなところからそういう声が聞こえてまいります。ですから、みんな、寒い寒いと言っているわけです。言い方は悪いのですが、暖かくならないのに暖房代を払わされているという人もいるわけです。

指定管理者は、お金のかかることなので了解をもらわないと暖房が入れないという答えでした。昨年までは、何も言わなくても事前に暖めてくれていたわけです。そして、利用時間分の暖房代が請求されていました。指定管理者になってから、暖房を入れていた時間分、きちんと暖房代が請求されるわけです。大ホールを使っている団体では、料金も高く、暖房代が高くて当初の会費ではやっていけないで、ちょっと困っているという状況も聞いております。

指定管理者に支払われている基準は、町が管理していたときの基準としていると思います。これでは、指定管理者になってよかったということにはつながらないのかなと思います。ぜひ町が間に入って、指定管理者に入る前のサービスをしてもらえないのか。せめて暖費分半額とかそういうものはしてもらえないのか。ちょっと考え方をお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） ちょっと、質問者に言いますけれども、あんまり個別の問題には入らないように、もっと大きい意味での質疑にしてください。（「はい」の声あり）櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） ただいまのご指摘は真摯に受けとめまして、我々も指定管理者の意見も聞きながら、その状況がどうだったのかを精査して、きちっと対応させていくように指導していきますので、よろしくお願いします。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） わかりました。では、そのことでよろしくお願いいたします。費用のかかることですので赤字にならないように、それでいて町民に満足してもらえるような妥協点

を、ぜひ見つけていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

これから財政が厳しくなる中、減免のあり方については見直さないといけないと思います。減免しろ、減免しろと言ってばかりいてはいけないと思います。財布の中身は限られているわけですから、使いたいならどこかで節約しなければならないと思います。これから各種団体との話し合いにもなろうかと思いますが、団体が負担にならない程度に広く薄く、だんだん全ての減免から9割減免、8割減免となっていくてもよいのではないかなと思います。その辺のちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 町民サービスと利用者の負担ということなんですけれども、多分、28年度の予算の審査でも、いろんな維持管理費の経費等で審査されたのだろうとっております。

これから、いろんな集会施設が完成するたびに、町はそれらについて維持管理費がどんどんかかっていくわけでありますから、そういったところをきちっと精査しなければならない。だから、そのためには町民の方々にある程度のことはご理解をさせていただかなくてはならない。例えば、その人たちが2時間で30分前に暖房を入れたいのであれば、1時間前からなら1時間前に入れてくださいよと、逆にちゃんと1時間分払いますからと言ってもらわないと、町は何でも大風呂敷を広げればいいのかというものではないと思うんです。

ですから、それらに対しては、ちゃんと町民の方々に我々も説明しなければならないし、こちらにいる職員もそうですけれども、指定管理者側にもきちっとその辺は私からもお話ししたい。

なお、指定管理者がそこに今いる職員の中には、地元の人も職員としていますので、最初、始まったころよりはぎくしゃくしないで、少しなれてはきているのだろうとっておりますので、その辺は少し時間をかけて整合性をとっていきますけれども、使用料とかそういった面については、ぜひそういったことを考慮して、議員方もいろんなところで、もしそういうことがあれば、逆に町側にこのぐらいは費用負担をしてほしいんだということをアピールしていただけるとありがたいかなと思いますので、よろしく願いします。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 今までの状況を急に変えるということはなかなか難しいと思います。角が立ってきていると思いますので、ぜひともいろんな話し合いの中で、徐々にそういう広く浅くという形でやっていただければなと思います。私としても、全てが減免しろという話ではありません。ですから、そういう理解をする場をぜひ持っていただいて、話し合い

というものを続けていただければなど、そうするとお互いの理解が進むのではないかなと思  
いまして、よろしく願いいたします。

それから、最後、5番目になります。これからの施設の利用を促進するために、町ではどの  
ように考えているかということでございます。そういうこと、もしありましたら、ぜひお答  
え願いたいと思います。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 施設の利用促進について、お話し申し上げます。

現在、指定管理者制度を導入している施設につきましては、各行政区等の集会施設、避難所  
等や、民間企業等が行っている体育施設、文化施設等があります。このうち、集会施設、避  
難所等につきましては、指定管理の目的は住民自治意識の向上、地域協働の推進を期待して  
導入しております。

これに対し、体育施設、文化施設等につきましては、民間事業者等で、民間企業としてのノ  
ウハウ、財政的安定性、事業遂行能力を有する団体が指定管理者として施設の管理運営、自  
主事業等を行っておりまして、利用者の満足等を向上させ、より多くの利用者を確保しよう  
とする民間事業者の発想を取り入れることで、利用者に対するサービスの向上を期待し、導  
入しております。

このように、施設の設置目的、利用形態によっても異なりますが、民間企業等が指定管理を  
行っている施設につきましては、利用者の増加に向けた各種PRが行われております。でき  
る限り多くの利用者から直接意見を聞き、意見を把握、分析することで利用者の増加につな  
がる可能性があると思われまますので、町民へのさらなるPRを期待するとともに、町として  
も利用促進の取り組みについて指定管理者へ促してまいりたいと考えております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） この施設というものは、本当に使われている施設もあれば使われていな  
い施設があると思うんです。海洋センターのように毎日満杯、ずっと連日使われている施設  
もありますし、パノラマハウスの下ですか、今までオープン以来3回しか使われていなかった  
ということもございます。ぜひ町民にどんどん使ってもらえるような、こういう使い方も  
ありますよということを示しながら、町でもPRしていただければと思います。

高城避難所などでも本来ならば、去年の6月のときに私が提案して使っていただくようなこ  
とを、ちょっと回答いただいたことがあります。いまだにそういう部分が進んでいないと  
ころもあります。

それから今度の三十刈施設なども、できればそこはイベント広場みたいな使い方というものありなのかなと、そういうことを、ちょっと提案を町でして促進していくような試みというものが大切だと思うんですけども、その辺どう考えているのか。もしありましたら聞いてみたいんですけども。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 三十刈、石田沢については、来年度中にはできるということですが、まずはつくったときの趣旨からして防災に関するイベント等で使うことが中心になります。今、議員が言われたようなイベントについても使える範囲で使っていきたいと、このように考えております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 私など単純なものですから、来年、グリーン広場が使いなくなるわけですね。そうなってくると、かき祭りはどこでやるんだろうということが出てくると思います。もし何であれば、三十刈でやってもおもしろいのではないかなということがあるので、参考にさせていただければと思います。

施設は、貸す側、借りる側双方が、ウイン・ウインの関係が望ましいわけであります。誰かが過度の負担を負うことなく、そして有効に施設が利用していただけるように、町として対応されることを望みまして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、自治体間の職員交流をどう考えるかであります。

震災復興の関係で、いろいろな自治体から優秀な職員が手伝いに来ていただき、本当にありがたいと感謝しております。このことは松島町職員にとっても大いに刺激になり、よい成果に結びついていることではないかと思っております。

震災から5年、我が町の復興事業はどうか形が見えてきたのではないのでしょうか。

そこで、他の分野に関しても職員が先進的な政策について学ぶため、1年から2年間程度、職員を派遣し、及び受け入れをしてはどうかと考えます。職員交流を通じて、人脈づくりや政策や事業を進めていくためのノウハウや専門知識、情報収集が行うことができると思います。そこで培われた人脈、知識は、その職員にとって財産となり、必ずや我が町にとって有益になることでしょう。

積極的な職員交流を進めていってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。現在の現状と、これからをどのように考えていくのかを伺います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） まず、自治体の職員交流ですけれども、現在の状況は、東日本大震災にかかわる派遣職員の受け入れが14名となっております。また、当町より平成25年度から3年間、宮城県市町村自治振興センターに職員1名を派遣しております。

職員派遣等については、平成26年度において職員を先進地等に派遣し、町の施策やその他必要な事項について調査研究させることを検討した経緯があるようであります。

結論として、震災復興事業の見通しがつく平成30年度以降の実施予定としております。

研修の効果としましては、職員の行政視野を広げ、仕事への意欲、高揚が図られ、より高度な行政運営に資することもできるものと考えております。

以上のことから、職員の派遣及び受け入れについては平成30年度以降の実施に向け、検討していきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） できればもっと、ちょっと早くやっていただければと思います。復興・復旧の工事が新しいステージになると、復興創生期間に移行しつつあると町長もおっしゃっておいりました。間もなく、松島町では多分、復旧・復興完了宣言が出されるのではないかなと私は期待しております。そのときから人材育成を始めるのではなく、そのときには育った人間が花を咲かせていることにしていただけないかなと思っております。

そして、そのときには松島町に大きな果実がたわわに実るように、ぜひ早目に対応していただきたい。1年でも2年でも前倒しをしていただきまして、ぜひやっていただけないかなと思うのですが、その辺もう少し、どうでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 参考までに、今週の月曜日、私のところに2つの自治体が挨拶に訪れてきてくれました。一番最初に来てくれたのは倉敷市の職員の方々3名でございました。この方々が2泊3日でこちらに来まして、最終日に町長室に挨拶に来られて、意見交換をして帰られました。それで、私は大変失礼ながら知らなかったんですけども、前の日にうちの担当課の職員と松島町のあるところで食事をしながら懇親を深めたということであるから、それはそれで大変よかったなど。

それから、その後2組目に訪れたのが滑川町からの方で、8名が見えられました。この8名の方というのは、震災が起きてから松島町に今、来ている方で10名だそうでございます。それで、10人の方が、期間は一番短い人だと3カ月とかで、その期間、期間があるのでしょうかけれども、そういった方々で1人、ことしに定年なさる方がおりまして、ぜひ今まで派遣に

行った人たちと松島町に行ってみようということで見えられたようであります。

これは、滑川町のほうが、今、鯨井さんが来ているのかな、水道事業所に行っていますので、水道事業所の職員の方々と十二分に懇親を図ったということでもありますから。

私は、そういったものでいろいろ交流を図っているんだろうと思います。私は、全部、詳しくは聞いていないですけども、多分、にかほ市にしてもどちらかにしても、建設課だったりそういったところで今でもずっと人的な交流は続いていると。これが、やがてはおのこの自分の質を高めることにつながっていくんだろうと思うので、私はこういったことは非常にいいことだなと。ですから、ぜひ次回から俺も誘ってけるなと担当には言いましたけれども、ぜひそういったことはどんどんやっていきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 私たちも今、建設、水道関係というのは随分そういう部分ではあるのかなと思いますけれども、ほかの分野に関してもある程度、事業が落ちついてきているということも見えていますので、ぜひ積極的に行ったらいいのではないかとということでございます。

特に、県庁というふうなのが、以前、随分職員が研修されていたという経緯があると思うんですけども、そういうことはやらないのでしょうか。ほかの自治体では、既に始めているところが随分あるみたいなんですけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） その考え方、まずは県庁に行かせる、そういうことであると、今、県庁からおいでいただいています。ということになると、言っていることとやっていることがちょっと違うということで、県であれば県というふうに関係があります。

人を育て交流することもありますけれども、それと実務とちょっとありますので、やっぱり平成28年、29年はちょっと事業のピークなので、相対的に全体で見てやって、それが大体、形を見せる平成30年度以降には人的交流、昔であれば県のどこ町村課に行くとか、どこどこに行くとか、農政部に行くとかということがスタートしていくのではないかと。あわせて、今までお世話に来ていただいたいろんなところとの交流もあわせて、今までと同じように、あるいはそれ以上にそことも人的交流も当然、今度出てくるのではないかと考えております。

そういう面では、やっぱり30年度以降になり、そうでないと県から来てくださると頼んでいる都合もあって、いろんなことがありますので、その辺はちょっとご理解いただきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） わかりました。そういうことであれば、その辺はしていただければと思います。なるだけ、それが1年前倒しとなれば、またなおさらいいのかなと思いますので、その辺は考えていっていただきたいと思います。

多分、県に行って成果を上げた職員の方というのが何人かいらっしゃると思います。この中にも多分いらっしゃると思います。またそういうことを続けていって、大きな実になればなと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

では、②、最後の質問にさせていただきたいと思います。

震災復興の支援をさせていただいている自治体との関係は、今後どのように考えいくのか。自治体同士、町民同士の交流についてはどう考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 一番目の質問とちょっと重なってくるかもしれません。今、8つの市とか町とかそういうところの間に11のイベントを行っております。例えば、さっき言った倉敷市とかにかほ市、それから山形県の中山町があります。それから大垣市、東京都の豊島区、滑川町、それから日本三景の宮津市、廿日市市とかいうところの8つの市、町と交流をし、今ちょっと、11ぐらいのイベント等について交流を重ねております。これは後ほど、こういうことをやっています。大体、11ぐらいになります。

また、このほかに区長会の移動研修などもやっておりますし、教育分野において教職員の研修、あと消防団とかさまざまな面で交流が盛んに行われております。

今後につきましても、各分野、観光、文化、教育、各分野について、今まで以上に促進を図っていきたいと考えております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 本当に、そういうきずなを大切にさせていただきたいなと思っております。

雑談で、産観の課長とちょっと話したところ、倉敷号とか、中山に行くバスツアーとかいうものも企画したらいいのではないかということが雑談の中で出ておりました。ぜひ町民が、その町、町を理解し合うということも大切だと思いますので、そういう企画もあっていいのかなと思うんですけれども、その辺、実現はありそうなんですか、ない感じでしょうか。ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） その辺、今、一つの参考ということでいろいろお話を伺いましたので、

そういうことも含めながら、バスとか汽車とかいろんなことで考えられるのではないかという気もしますので、今のご意見を一応、参考にさせながら、いろんな形で取り組んでいきたいと考えております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 震災のきっかけということもありますけれども、せつかくつくったきずなどでございます。このきずなを断ち切らないように、いつまでも大切にしていだければなと思います。ぜひ、努力していただければと思います。

今回の質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員の一般質問が終わりました。

ここで、4時15分まで休憩に入ります。

午後4時02分 休 憩

---

午後4時15分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

再開に当たりまして、本日の会議時間は、議事の都合により若干の延長をしたいと思いますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、5番後藤良郎議員、登壇の上、お願いします。

〔5番 後藤良郎君 登壇〕

○5番（後藤良郎君） 5番後藤でございます。

控室では、議長から議事進行に協力していただきたいと何度もお話をされてきました。また、先ほどの控室でも、あすのこともありますので余り前置きの話をしないようにという話もいただきましたので、その辺も踏まえて一般質問をさせていただきます。

ヘルプカードの導入ということで、単刀直入にお伺いいたします。

ヘルプカードとは、障害のある人が緊急時や災害時、またはふだんの生活の中で大変困ったとき、あるいはこのカードを周りの方に示すことで、その方にとって必要である支援並びに備品等において配備を求めやすくするためのものです。

特に、耳の聞こえない聴覚障害者の方、及び外面ではよくわからない内臓関係の内部障害者あるいは知的障害者など、一般的には外見上からはなかなか障害者とはわかりにくいような方のために、周囲にいろんな面で支援を求める際に大変有効であるということは、皆様御存じのとおりであると思います。

端的にお伺いいたします。私も第2常任委員会が長かったものですから、いろいろ障害者関係の、第2期障がい者計画を改めて見させてもらいました。その中に記載されている数値は23年度でありますけれども、ここで紹介をさせていただきたいと思います。

身体に障害のある方が639名、あるいは精神的な障害を持っていらっしゃる方が45名、そして知的の障害の方が87名、あるいは難病患者の方が124名、合わせて900人ぐらいになるかと思われま

す。あるいは、この数字の中には耳の聞こえない聴覚障害の方が27名、そして先ほど申し上げた内部障害者の方237名の数値が、ここでは記載されております。

改めて、これらの数値についての、平成27年度、今現在の新しいデータをお聞きしたいなと、まず思います。お願いします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今回の後藤議員のヘルプカード導入をということでございますけれども、導入内容については、後ほど担当課長から答弁させます。

なお、数値と詳細につきましても、担当課長から答弁させますので、よろしくお願

いいたします。

○議長（片山正弘君） 阿部福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） ただいまの数値について申し上げます。

ごく最近の、直近の数字で申し上げます。障害のある方、身体障害者手帳所持者は663名、精神福祉手帳所持者が64名、知的障害の療育手帳所持者が100名、難病患者が155名、身体障害者手帳所持者のうちの聴覚障害になるんですが、これが32名、心臓機能や腎臓機能障害といった内部障害のある方は242名になっております。以上です。

○議長（片山正弘君） 後藤議員。

○5番（後藤良郎君） 済みません、知的の方の、もしA、Bがわかればお願いします。

○議長（片山正弘君） 阿部福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） A、Bはちょっと、済みません。

○5番（後藤良郎君） わかりました。通告していませんでしたので、でもそれは課長は把握しておくべきだなといつも思っていますけれども、なおお願いいたします。

私も10年間ぐらい、本当に教育民生が長かったものですから、我が家にも障害者の姉がいるものでいつも身近に感じているなかで、本当にあらゆる面で、櫻井町長も議員時代に教育民生と一緒に委員会の構成員になったこともありますし、そのときから町長も障害者に対して

もすごく理解があるなと思って、私は今まで見ておりました。

そのような中で、改めて今、数字をおっしゃった中でも、やっぱり少しずつ数字はふえているのかなと思います。そのような意味で、第2期障がい者計画あるいは第4期の計画もありますけれども、もし、この数字を踏まえて、櫻井町長の障害者に関する今の考え方、あるいは将来の考え方、もしあればお聞きします。お願いします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 議会のときから障害の云々ということで、お褒めの言葉を何度かありがとうございます。

私は、障害者の「害」が、この漢字ではなくて平仮名であろうかなと言ったのが、こちらの議会でもありましたけれども、それはそれとして、今、先ほどの色川議員の話ではありませんけれども、バリアフリーとかそういった面で、こういった方々だけではなくて、体に何らかの障害のある方は全て、やっぱり町としてはいろんな面でアフターフォローをしなければならないとは思っております。

そういった面で、今後また何かあれば後藤議員からアドバイスをもらえればありがたい。

なお、ヘルプカードは後で担当課長がお話し申し上げますけれども、こういうふうに町が考えていたのも、多分、後藤議員たちが第2常任委員会でこれまでいろいろ審査の中で提言されたことがあって、この運びになったのだらうと思っておりますので、（2）についての答弁は私はしませんけれども、よろしく願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） それでは、私の質問の肝に入ります。

仙台市では、障害のある市民にこのような、現実にヘルプカードが導入されております。緊急時の必要な支援や連絡先を記入した名刺大のヘルプカードを作成しております。東日本大震災の発生時に、障害者が避難先で住民と思うように意思疎通が図られないケースがあったそうであります。そのときの大変さ、教訓を生かすために、そのカードを財布などに入れて携行し、そして周囲の手助けが実際に必要なときにカードを活用してもらうことにしているようであります。

また、このようなカードは仙台市以外でも石巻市、蔵王町、塩竈市なども今、検討しているのか、そういう情報があるようであります。

それらを踏まえて単刀直入に、本町でもさまざまな障害を抱えていらっしゃる方が本当に、そのような意味で安心して暮らせるように、ヘルプカードの導入は必要であると思っておりますの

で、町長の所見をお聞きします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 実は、後藤議員から一般質問が来る前に、担当の班長から、町長、来年はこういうものをいろいろ考えたいんだという話は聞いておりました。それがヘルプカードという名前ではありませんでしたけれども、大体、似たような内容なのかなと。

内容等については、担当課長から今、ちょっと答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 阿部福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） ヘルプカードにつきましては、話す、聞く、書く、読む、このことなどが難しい方々、災害時だけではなくて日常的な生活の中でもそういった周囲の配慮、手助けが必要と、受けられる一つのツールとしてこういったものを所持するという事で、一般的に、お願いカード、サポートカード、ヘルプカードというふうな、市町村では言い方が違いますが、そういったところで町としても実際、震災前までは、これとカードは違うんですが、ちょっと大き目のそういったヘルプカードみたいなものは作成した時期がありました。

ただ、震災以降につきましては、町では、NTTで発行されているこの手帳なんですけど、これが今、窓口にも置いています。これを新しく障害になられた方などにはお渡ししているんですが、耳や言葉が不自由な方のために、この中にいろいろ書くところがあるんですが、内容を書いて、手帳ですのではなかなか、ポケットに入れて持ち歩くことになるんですが、そこで我々もちょっと考えておまして、カードについては。

それで、町長がおっしゃいますように、一般質問を受ける前に、ちょっと担当と話をしておまして、ぜひこんなものもやっぱりあったほうがいいよねと、震災ばかりではなくていろんな面で。特に、言語障害の方とか聴覚障害の方とかそういった方々でなかなかしゃべれないというところで、実はこのような形で町ではサポートカードという名前で、こういった説明を上書きまして、下を切り取り線でやります、手づくりですね。これを4つ折りにすると、裏面にはいろんな病院とかそういったことで必要だよというもので、前にはかかりつけのお医者さんとかそういったもので、ある程度これを提示すればわかるだろうというものをごちゃと作成して、折り畳むとこのぐらいの形になります。名刺よりも小さい形で、これを財布の中に入れてもらって、こういったものも我々としてはこの4月からやっていこうという話はしていました。

それで、タイミングがいいのか一般質問が出てまいりましたので、きょうの回答ということで、改めてここでご紹介させていただきます。

また、新たにこれから手帳を取得する方がおります。そのときに、もちろんこれはお上げいたしますし、あと今まで手帳を持っている方、中でも聴覚、視覚、言語、あと知的といった方々を優先的に最初、こういったものでつくりましたと、ご利用してくださいというふうな通知を申し上げて、普及を図っていきたいとは考えております。

それで、来月の広報にも一応、載せる予定にしています。こういうサポートカードを持っている方を見ましたら、町民の方はお手伝いをしてくださいねと、広報には載せようと思っていました。

○議長（片山正弘君） 後藤議員。

○5番（後藤良郎君） 実は私、この質問をする前に所管課に行って確認したら、ないということでした。それで、今、課長が言われた手帳ですか、私も持っていますが、これはちょっと言いわけになりますけれども、NTTで出しているわけですよ。主に耳の聞こえない人が、例えば本町の窓口に来たときに、ここの項目がありますが、ここを指で指せば、指された方が答えてあげられるという、NTTの出しているカードなんですけれども。

先ほど、仙台市のヘルプカードをお見せしましたけれども、実際に私もこうやって折り畳んで、質問するからには自分でも経験しながらと、そういう思いでいました。

そういうときに、そのお話をいただければ私も質問しなかったんですけども、それは後先になっていても、町のために、やっぱり住民福祉の増大のために後先は関係ないのかなと、今、聞きながら思っています。

石巻市とか塩竈市とか仙台市とかでやっている部分があるんですけども、別に同じでなくてもいいのでないかなと思っています。町独自の、名前は変わっていても中の仕組みは同じなので、今、課長から答弁があったとおり、聴覚障害以外にも今、災害を契機にいろんな要支援の名簿のその辺もあるので、それらも含めて巻き込んだ部分でカードが生かされれば最高なのかなという思いでおります。

それでは、そのカードを一応、形は変われども、そういう方向性で行くという理解でよろしいんですね。

では、質問を終わります。

○議長（片山正弘君） 5番後藤良郎議員の一般質問が終わりました。

続いて、11番菅野良雄議員、登壇の上、質疑をお願いいたします。

質問者にお願いがございます。質問途中で休憩に入る場合もあるかと思しますので、その辺はご了承していただきたいと思えます。

〔11番 菅野良雄君 登壇〕

○11番（菅野良雄君） それでは、11番菅野です。

通告しております質問をさせていただきますけれども、5時は過ぎるかもしれません。同僚議員の皆さんにご迷惑をかけるかもしれませんけれども、お許しをいただいてということになります。

まず、初めにPPP／PFIで目標人口の達成をということでございます。

新長期総合計画資料の40ページの中で、定住促進の目指す方向として、若者が暮らしやすい活気ある町を目指すと示されており、住宅の主要施策として地域優良賃貸住宅建設の検討が示されております。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略の将来目標人口達成のためとしても、地域優良賃貸住宅の建設を検討することが示されております。

しかし、事業検討を平成37年度までと示しておりまして、事業化という年度は示されておりません。地域優良賃貸住宅制度は特定優良賃貸住宅制度として、主に中堅所得者向けとして、国及び地方自治体が補助することにより、良質な住宅の供給を促進するための制度としてスタートしておりまして、家賃補助や民間事業者の建設費補助などでメリットがある制度であります。

その後、入居資格を緩和するとともに、高齢者向け優良賃貸住宅などを合わせて地域優良賃貸住宅制度に改変されたものであります。町長は地域優良賃貸住宅建設に真剣に取り組む考えているのかどうか。まず初めにお聞きいたします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） まず、一番最後に、真剣に取り組むのかということでありまして、真剣に取り組むたいと、こう思っております。

それで、地域優良賃貸住宅建設につきましては、平成28年度で公営住宅長寿命化計画を策定することにあわせて、その内容等、事業等にあわせて検討してまいりたいと思っております。

既存の公営住宅の長寿命化に必要な期間や予算も計画しながら、地域優良賃貸住宅の必要性和戸数、整備場所についても検討してまいりますということを答弁しておきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 通常の町営住宅とはまた違った形の地域優良賃貸住宅ということになると思います。昨年、第2 常任委員会で佐賀県のみやき町を視察研修し、町長も当時、議長として同行いたしました。みやき町で若者の定住促進のため実施していたのが特定優良賃貸住宅でありました。P F I 事業として選定し建設したと説明であったと記憶しております。現場を案内されまして視察してきたところではありますが、5階建ての立派な建物だったように記憶しております。

私は、このP F I 事業は国の補助を受けて、さらに民間の活力を借りることができる事業として、町の経費削減の面からも得策であると思っております。

平成14年第1 回定例会の一般質問でも、当時、役場新庁舎の建てかえや、町民から要望の多い図書館、児童館などの建設にP F I 事業を導入して建設し、サービスを図ったかどうかと質問しております。

そのときの答弁では、公共サービス提供の中には、企業などの資本導入も必要な時代であると、P F I 導入は理想であるが、町の規模や業者の選定または契約の方法など、まだまだ検討しなければならない問題も多く、今は考えていないと。しかし、町民のニーズは不変であり、応えるためには民間の力を導入していくということはいいプランであり検討してまいりたいと。必要なときには委員会などの設置も考えて、協働型のまちづくりを進めるという答えをいただいております。

14年後の今日になって、ようやく地域優良賃貸住宅建設という形で、P P P もしくはP F I 事業の導入になるものと予測しております。

当時の答弁を振り返れば、町が検討しなければならないいろいろな問題も解決されて、地域優良賃貸住宅建設の検討となったものと思いますが、民間企業参入という課題もあります。しかし、積極的に取り組めば、地域優良賃貸住宅の建設は可能であると私は思っております。

長期総合計画に示された目標人口の達成のため、また町長の選挙公約であります人口減少の歯どめ、若者が住みたい住環境の整備の実現のためにも、ぜひ進めていただきたいと思っております。

みやき町の導入したこの地域優良賃貸住宅の建設には、当然、松島町もP F I 事業導入となると思いますが、町長のご所見を再度伺いたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） P F I 事業でありますけれども、私は余り英語が得意ではないのですが、プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略だそうですけれども、これを見ましたら、

公共工事等の設計、建設、維持管理及び運営に民間のノウハウを活用して、公共サービスの提供を民間主導で行うんだというのがPFIだそうであります。

地域優良賃貸住宅につきましても、前回、皆様とみやき町に視察に行ってきましたけれども、通常の補助事業として町が事業主体となり建設することは可能でありますし、PFI事業としても、みやき町を含めて福岡県の大刀洗町、それから岩手県の岩泉町など前例もあることから、本町でも取り組むことは可能であると考えております。

なお、この件に関しましては、担当にこれから長期総合計画の中で考えていくようにということで、今、強く打診はしているところであります。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。積極的に進めていただきたいと思っております。

次に、長期総合計画資料の34ページの土地利用の主要施策目標として、駅周辺住宅供給方策の検討と示されておりますが、これは前の長期総合計画、第三次基本計画にも示されていたのですが、全く手つかずの状態でありました。

駅周辺の土地利用については、平成5年か6年ごろだったと思いますけれども、現在の品井沼環境改善センターか手樽地区のどちらかに1カ所、雇用促進住宅を建設する構想がありましたけれども、平成7年度に建設しないと決定したことに伴いまして、平成8年第5回定例会の一般質問で、品井沼駅前周辺は市街化調整区域でも、昭和62年、宮城県知事が指定した大規模既存住宅であること、また国の補助制度、鉄道整備一体型宅地開発等推進制度という住宅建設緩和措置があることから、これらの制度をうまく利用して、北部地区に住宅を建設して活性化を図ってほしいということを求めております。

そのときの答弁では、農家住宅や農業施設しか建てられない制限された地域であります。最大の利点は、東北本線と国道、県道が多いことであり、周辺の整備もおくれているが、町でも積極的に取り組んでいくと。人口増については、土地利用計画をしっかりと、地権者の理解をいただければ集落地域整備法による可能性もまだあると。品井沼駅を中心として、農業基盤整備や建設省の整備の中で有利な補助制度で住宅建設も含め、都市計画マスタープランで位置づけて進めると答えていただきました。

その後、地区計画でのくぬぎ台開発で住宅が建設されておりますけれども、品井沼駅前の空洞化が急激に進んでおりますことから、平成22年第1回定例会の一般質問で、品井沼駅前には町有地を含めて広い空き地がありますよと、その空き地を利用して地域活性化に結びつくように長期総合計画の第三次基本計画に入れてほしいということを求めました。大橋町長は、

品井沼地区の整備は総合計画を踏襲しながら動いているが、活性化のために土地があるということを入れて計画をつくる際のヒントにしていくと答弁いただいております。

その答弁に伴って、駅周辺住宅供給方策が第三次基本計画に入ったものと思っております。

平成23年第4回定例会の一般質問で、災害の復旧・復興は最大の課題であります。第三次基本計画に示した鉄道周辺住宅供給方策は全く進展が見られないが、計画を断念したのではないかと質問したことに対し、大橋町長は、災害対応などで事情もあったと。北部地区の道路ネットワーク、土地利用、黒川郡に立地する工場などを踏まえながら着実に進めると答弁をいただいておりますが、第三次基本計画においての鉄道駅周辺住宅供給方策は全く進展することなく終了し、新しい長期総合計画に引き継がれることになりました。

計画をしても、進めなければただの計画で終わってしまいます。内田町長は、地区計画で北部に住宅地をと決意してから、そう長くはかかりませんでした。計画を実行するのは、やっぱり町長の決断力だと思っております。

櫻井町長は、定住する魅力あるまちづくりを重点公約にしております。重点公約を達成するには、町長のかたい決意と熱意そして決断力だと思っております。そうしたことが目的を達成することになるものと思っております。

駅周辺住宅供給方策の検討と示すだけでなく、ぜひ実現してほしい。そのためには、P P P・P F I事業として取り組むことができれば、なおその可能性が大きくなるのではないかと思っております。目標人口の達成のため、そして地域活性化のため、ぜひ実現していただきたいと思っております。

町には7つの駅がありますが、まずは空洞化が急激に進む品井沼駅前を進めていただきたいと思っております。今は駐車場として利用している広い町有地もあります。50台ぐらいの車は楽に駐車できる土地でありますし、周辺にも同じようなJ A仙台の広い土地もあります。長期総合計画と土地利用計画、両方同時に実現可能な土地があります。若者定住促進もかなえられると思っております。計画の達成、公約を実現することになれば、櫻井町長の評価も上がるものと思っております。

町長の決意のほどを伺いたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） まず、この間の、ちょっと日にちは忘れましたが、テレビを見ていましたら、NHKで東北の人口減少は何が一番原因なのかというタイトルでテレビ放送がやっていました。たまたま、私はそれを見ていましたら、ネットで1,254名の方からアンケート

トをとったと。それで、一番の原因は何なのかということ、働き口や仕事の少なさということが684名だったと、二番目には町の活気や魅力の少なさが163名の方、子育て環境や教育が105名という回答内容であったようであります。

今、議員から住宅供給施策につきまして、人口減少をどうするんだと。子育て、教育環境、産業振興、雇用、道路、交通、住環境の充実など、総合的に全てを取り組む必要があるんだろうと思っております。次期長期総合計画や地方創生総合戦略、現在進行中の子ども・子育て支援事業計画に掲げる関連施策を着実にしながら、課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

そこで、人口減少対策の一つでもあります、土地利用における定住促進に資する住宅地等の整備は重要な施策であり、次期長期総合計画、松島町国土利用計画（第四次）においても位置づけしたところでございます。

ここで、土地利用に関する詳細のことを担当課長から答弁させます。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長兼まちづくり支援班長兼震災復興対策室長（千葉繁雄君） 初めに、土地利用の状況についてということで説明させていただきたいと思いますが、これまでも定住促進に向けた住宅地の整備につきましては、長期総合計画の第三次基本計画、今、議員がおっしゃいましたところにも位置づけはしておりました。

しかしながら、確かに、なかなか目に見えた形での成果にはつながっていないという状況がありました。

しかしながら、復興に向けた施策及び事業の取り組みとして、復興計画でも位置づけをしておりますけれども、愛宕・根廻地域での民間活力による環境に配慮した住居系の開発誘導をこれまでも進めてきておまして、民間開発事業者とともに継続的に検討は進めていきたいと思っております。

こうした土地利用に関する施策を実現していくためには、駅周辺地域での地区計画制度を活用した住宅地の整備、それから用途地域の見直しや民間活力を活用した整備を展開施策として想定しておりますので、ただ、いずれも、何度もこれはちょっと話しておりますけれども、都市計画上の制限というものは乗り越えなければならない課題の一つになっております。

現在、本町のみならず、日本全国、宮城県にあっても人口減少時代も迎えている中、都市計画決定に関する決定、同意というものはやはり宮城県の権限になりますので、宮城県としても、住居系の土地利用の拡大については非常に慎重な姿勢にはなっておりますが、今後もさ

まざまな手法、可能性を模索しながら、宮城県と協議を重ねながら、理解していただきながら、今、国土利用計画ですとか、あるいは総合戦略に位置づけております地域での開発というものを実現に近づけていきたいと考えております。

また、品井沼駅の話がちょっとあったわけなんですけれども、あの地域は確かに大規模既存集落という地域の指定を受けていますので、ある一定の、例えば公的な住宅の場合ですと、市街化調整区域のままでも開発が認められる場合がありますので、そこは一つ一つ、また条件を確認しながら検討を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） あえて、この一般質問をしているということは、地域優良賃貸住宅というものが出てきました。さらには、駅周辺住宅供給方策も検討と示されております。ただ、さっきも話したように、当時の町長さん方にはいろいろ答弁していただきますが、実際は進んでいないということが実態なんですね。ですからあえて、本当なんですかと、やりますかという質問になっているわけなんです。

前の、15年の長期計画でもそうなんです、どなたかおっしゃいましたけれども、ほとんど変わっていないのではないのかなという感じがしないでもありません。けれども、やはり新総合計画で示したものは進めてほしいということが私の気持ちでありまして、実際、20年前から地元の駅周辺の土地利用で地域活性化というものを求めてきた一人として、やっと地域優良賃貸住宅建設というものが見えてきましたし、鉄道駅周辺住宅供給方策という考え方も出てきているということでもありますので、あえて質問に立っているわけでもあります。

やっぱり、10年というのは非常に早いと思うんです。町長、10年後は何歳になりますか。そういうことを考えたら、やっぱりこれは本気になって進めてほしいと私は思っているんです。

ですからあえて、難しいのだろうなという思いがある一方で、何とかしてほしいなど、そして目標人口を維持してほしいという気持ちで一般質問しているわけでもあります。

そういうことでもありますので、ぜひ町の負担が少ないPFI、PPPというものも導入していただいて進めてほしいなと思っております。

そこで、けさ来たら資料が上がっておりまして、質問に通告しておりますけれども、内閣府のホームページを見ると、こういう支援がありますよということがありましたので、そういう形で専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣するということをしてしながら支援していますよということでありましたので、本町でもそういう支援を受けてみたらどうですかという質問であります。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 前段、くぬぎ台のお話をされたわけでありませけれども、今から18年か20年前ぐらいになるんですが、私が議員になったときに優良田園住宅という構想がありまして、あのときはくぬぎ台という名前はなかったので、幡谷、品井沼駅前と、それから富山駅前。それで、私は富山駅前で当時の内田町長にいろいろお話し申し上げて、当時の優良田園住宅は、たしか7社がお金を出し合って1つの会社をつくって、当時、景気も冷え込んでいたので、そういった方々の事業もあって、ああいうこともされたということが過去にあったということはわかっております。

それで、あのときがあったからこそ今、第五小学校があつて第五幼稚園があるんだろうと思っております。これは何のことはない、形として今あらわれているわけですから、その当時の町長が打った手が今、まさに生きているということはわかっております。

それらを踏まえて、先ほどからPPP、PPPとは、ちょっと調べさせてみたら、パブリック・プライベート・パートナーシップ、官と民がパートナーを組んで事業をやるんだということでもありますから、PPPにしてもPFIにしても、これらに関することは今後きちんと検討してやっていきたいと。

今、専門家の派遣等を考えていかななくてはならないのではないかとということでありましたので、これについては担当課長から答弁させます。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長兼まちづくり支援班長兼震災復興対策室長（千葉繁雄君） 専門家派遣制度につきましては、これは資料も見ていただくと書いてあるとおりですので、確かに27年度も既に約60件近く、この制度を活用している自治体があるということでして、基本的事項から個別事業まで、研修的なことでも派遣していただけるということですので、これについては積極的に、適切な時期に活用してまいりたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） PFIは、町が計画して企業参入をしていただくということだそうでありまして、当初から計画に民間企業も参入して進めるというものがPPPということだそうでありませけれども、できるだけそういう制度を利用してまちづくりを進めたらいいのではないかという思いで質問しております。

この先、私の人生がどうなるかわかりませけれども、10年過ぎますと80歳になります。やっぱり、町の行政運営に参加している一人として、10年後、20年後、30年後、松島町に住ん

でよかったと、この地域に住んでいてよかったなと思っていただけるようにしていきたいと思っております。多分、町長も同じだと思いますけれども、そういう面では非常に財政・行政運営、難しく厳しいものだと思いますが、どうか計画で示したことは達成することを望んで、1問目は終わります。

それから2問目になりますが、防犯灯の修繕に1年以上と、その理由を問うということで質問しております。

ちょうど、狭い道路で車がすれ違うための車の待避所に、大震災で段差ができました。しばらく放置されたんですが、その後、消えている防犯灯を修繕するようにと、一緒にこれを役場に伝えてくれませんかと言われましたので依頼しました。道路の段差のほうは大分前に修繕されましたが、防犯灯は何度となく修繕するようお願いしてきましたが、その防犯灯は地域で管理することになっているとかの理由で1年以上も放置されたままになっておりました。

なぜそんなにかかるのかと聞くと、今、調査中ですよというようなことで返ってきておりましたが、その後、何度聞いても調査中ですよということで、時間だけ経過しておりました。

その間にも、地域の方が直接、役場に来て何度か修理を依頼しているはずですよ。その方が私に、議員は本当に言ったのですかと、役場に本当に言いましたかと、こんなものをつけるのに何でそんなにかかるのやという話をされました。私なりにいろいろ調査もしてみました。通学路であるので学校教育班などの話も聞いてみましたが、防犯灯は総務課ですねということでした。

それで仕方なく、2月の初めころだったと思いますが、ある職員に、さっぱり進まないの一般質問でもしないとだめだなという話をしましたら、2月21日ごろだったと思いますが、3月中に直しますという電話がありました。そして2月25日、あした直しますという連絡がありました。26日午後、現場に行ったら真新しいLEDライトに変わっておりました。

やっと直りましたので、質問しなくてもいいかなと思いましたが、また同じようなことになるのでだめだなと思ひまして、一般質問することになりました。

そこで、1年以上かかったものが修理されたということですが、何が問題であったのが解決されたのかなということでございます。お聞かせください。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 時間がかかったということの後から、菅野議員の一般質問を見ながら、これは何なんだということ担当課を呼んで、ちょっと対応が遅いのではないかというお話

はしましたけれども、その辺の経過については危機管理監から答弁させますので、よろしく  
お願いします。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） それでは、防犯灯を修繕するまでに1年以上もか  
かった理由はなぜかというご質問に対しまして、お答えさせていただきます。

経過といたしましては、昨年5月ごろ、上竹谷地区の副区長より幡谷区から上竹谷地区へ  
向かう線路沿いの防犯灯が切れているという修理の依頼がございました。この地区につきま  
しては、平成26年度にLED照明交換工事を実施しておりまして、町管理の防犯灯につきま  
しては全て工事が終了いたしておりまして、町で管理する防犯灯のデータにおきまして、  
町管理ではないということで確認しておりましたので、上竹谷地区の管理である防犯灯とい  
うことで区で修理するようにと回答しておりました。

その後、上竹谷区長から、防犯灯の修繕を依頼しましたが、設置場所が幡谷区内なので幡谷  
区の管理ではないかということのお話がありましたので、東北電力に照会いたしまして、あ  
わせて現地を確認しましたところ、町管理であるということがわかりました。それで、直ち  
にLEDの照明に交換したということになっております。

修理までに時間を要した原因といたしましては、本町の管理台帳が一部不備でございまして、  
管理が明確でなかったということによりまして、交換までに時間を要したということになっ  
ております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） もう少し、そういう調査する気持ちを強く持っていただければ、そんな  
にかからなかったのかなという思いがいたします。

それでは次に、町管理の防犯灯の設置数と、今おっしゃいました各行政区管理の防犯灯の設  
置数、さらには通学路指定内の防犯灯の設置は幾つありますか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 町管理の防犯灯設置数でございますが、606基で  
ございます。地区管理の防犯灯設置数につきましては1,713基でございます。

それと、町管理の防犯灯606基が、イコール通学路防犯灯の扱いと同じになっております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 町管理、それぞれ地域管理とありますけれども、修繕の依頼は誰がどこに連絡して、誰が修理することになっているんですか。管理体制というものはどうなっていますか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 防犯灯の修理につきましては、区長や行政区、また町民の方から電気が切れていますというようなご報告をいただきまして、町管理のものか、または行政区管理のものかを調査、判断いたしまして、町管理であれば直ちに修理、工事等をいたしまして、地区管理ということがわかれば各行政区へ連絡しまして、対応していただいているということになっております。

また、地区管理の防犯灯に関しましては、松島町防犯灯設置等補助金交付要綱によりまして、修理、設置に関します補助金等を交付しているというような現状になっております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） さっき、赤間危機管理監がおっしゃいましたけれども、台帳がないということの不備があったということですが、台帳がないと、それが地区管理かどうかわからないということで今回のようになってしまうということなんだと私は思います。なぜ、そういう台帳がなかったのかなと不思議でしょうがないんですけれども、どうなのでしょう、これは。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 台帳といいますか、パソコンにデータとしてありました。その箇所が、町管理というデータではなくて、地区の管理ということで入力されたものですから、当時の担当者も地区管理の防犯灯ということでお答えしたというような経緯にはなっております。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） その程度の間違いだったら1年もかからないでしょう。すぐ直せるんだと思いますよ。それなのに、今、調査中ですよというような答弁が返ってきたということは、大変情けないなという思いがいたします。

それから、パソコンに入力しているのであれば、区長とか行政委員はわかりますよね。交代したときに、ここは行政区の管理ですからねというようなことを説明していますか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 特に、区とその辺の調整は、今までは多分、余りしてこなかったのかなと、そういうことで今の台帳になっているのかなと思われまので、今後、この点を踏まえまして、地区等と町と正確な管理をさせていただこうということで、事務を今、進めている状況でございます。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） これをしっかりと説明しておかないと、大体、地区管理のほうが1,700あって、町管理が606ということ自体が不思議だなと私は思うんですよ。やっぱりこれは、そういう形であればきちっと説明しておくということが大事だと思うんです。

次に、地域住民が共同で設置する電灯の新設、修繕及び電気料金、さっきおっしゃいましたけれども、予算の範囲内で補助金を交付するという防犯灯設置等補助金交付要綱が昭和58年に告示されておりますね。それを見ると、地区管理の防犯灯という位置づけはわかります。ただ、町管理の防犯灯の要綱なり何なりはあるんですか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 特に、町の防犯灯の管理要綱等はございません。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） ないですよ。それがないのに、どういう形で管理をしてきたのかなという気がするんです。何に基づいて電気をかえたり、修理をしたり、電気料を払ってきたのかなと。電気料だから、電力から請求されれば払うのは当然だと思いますけれども、何でやってきたのかなということです。

今回、この質問をするに当たっていろいろ調べてみたんだけど、見つけることができなかったの、なければ、今後どういうふうにしていくんですか。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 先ほど、防犯灯というか街路灯の台帳が、簡単に言えば不備であります。私が1年間、総務課にいたときに、全部、自分のパソコンの中にデータを打ち込みました。これは昭和57年度からのデータです。それと、今システムに入っているデータと、地区は1,700基ぐらいがあります。ただ、この地区も全部小字ふうに地区になっているんですね、どれどれと。

それで、これらを全部、住宅地図にマッピングをかけましたのとあわせて、町のシステムに入っている台帳をマッピングをかけました。そうすると、結構、整合性がとれなくなってきたということがありまして、地区とか、あと松島町でそれを確認する手法として電気料の支

払い、番号とかがありますね。これらをもとにしながらきちんと管理しなければならないだろうと。1,700、地区にはそのぐらいあります。町もあります。

ただ、その後に不明なものがいっぱいいつているんです。それで、電力で後からこっちで手続を踏ませられたとかがいっぱいありますので、請求書などをベースにしながら、これは整備しなければだめだねということで、ちょっと余りにも差があったので、そういう取り扱いをして、これから取り組んでいくという形になります。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） いろいろ苦しい答弁になっていると思うんです。昭和58年に補助金交付要綱が告示されたときには、町の防犯灯はあとは要らないということで公布したのでしょうか。あとは地域が共同で設置しなさいよということだったのでしょうか。その辺、誰もわかる人はいないと思うんだけど。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 正直に言うと、その経過はわかりません。わからないところがありまして私も調べたと。そして、地区から要望が上がってくると、さっき言った整合性がとれないものがいっぱい出てきた。それと、電力からの通知も整合性がとれないものがいっぱい出てきたということがあったので、整理しなければならないと。

それから、五十何年かの法整備以降も町管理の防犯灯はちょこちょこふえています。地区要望とかいろいろありますので、それはそれとして加除しております。ですから、それほど違いはないのかなと思っておりますが、これから整備、確認していく段階では、もっと整理されてくるだろうとは思っております。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 飛ばしますけれども、例えばの話、1年間も電気が消えていましたよね。その電気料はどうなるんですか。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 私が知る限りで済みません。電気料は防犯灯1基ずつで請求は来ないんです。何々路線何個でぼんと来るんです、基本料金云々かんぬんという形ですので、正直に言って、取られているのか取られていないのか、切れてたという。ただ、基本料金は多分とられていると思います。ただ、そこが手続を踏んだ占用の電柱であればきちんと基本料金で入ってくるんですけれども、何となくつけてしまったりすると全然請求が来ていないとかいろんなことはあるようであります。

そして、町でLEDにかえているときに、全部それを東北電力に新たに申請し直しして、きちんと手続は踏んでおります。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 補助金、半分は地域でいただいて払っていますよね、電気料を。使っていない電気料まで払っているんですかということになりますよね。地域で管理しているものは、町の補助金をもらって電気料を払っているわけでしょう。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 一つのやり方、手法として、相手方の地区からこのぐらいですと請求がまいります。1年間で上期、下期ぐらい、大きくわけると。それで、請求が来ますので、それについて対応しているということで、うちのほうで何ぼとやるわけではなく、そういう形の取り扱いをさせていただいています。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） ちょっと、へ理屈になっているんですけれども、わかりました。今後は、ですから余り長く消していてもらっては困るよということになるので、できるだけ早く修理していただきたいと思っております。

平成16年に、高城とか初原の駐在所が廃止されたんですよね、多分。その時期に、第五小学校の子供がナイフで襲われたりした事件があったので、生活安全条例をつくったらどうですかと質問したのですけれども、そのときは、名前だけだからそんなものは要らないという答弁が返ってきました。

けれども、平成25年ですか、松島町安全で安心に暮らせるまちづくり条例が施行されておりますね。その中、条例の第4条第3項に、安全な地域社会の実現のための環境整備は町の役割として定めております。

片や、防犯灯設置等補助金交付要綱では、町は夜間における屋外犯罪及び事故の発生のおそれのある暗い街路などをなくすため、公衆用道路、その他これに類する場所に地域住民が共同で設置する電灯（防犯灯）の新設、修繕及び電気料に対し、予算の範囲内で補助金を交付する云々と定められております。

安全な地域社会の実現のための環境整備は町の役割、一方では、常識的に考えたら、夜間における屋外犯罪及び事故の発生のおそれのある暗い街路をなくすことは町の務めではないのですか。地域の務めですかね。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 25年にその条例をつくったかと思いますが、たしか。それで、今言った、町でやるべきではないかという考え方、それも一理あるのかもしれませんが、基本的な概念としては、町と地域とおのおの共同してやっていきましょうねということが基本的なところにあるかと。そして、その内で町ができる範囲はこうだよと、その辺をしながら地域と一緒にと。全部が全部、町ということではなく、地域と一緒にという意味であると私は理解しております。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 地域でそういう協力、努力するというのも大事かもしれませんが。しかし、夜間における屋外犯罪及び事故の発生のおそれがあるという場所ですよ。これはやっぱり行政の責任ではないのかなと私は思うんですけども、どうですか。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） それも一つあります。ただ、今、要望がある中では、ちょっと街路灯を増設してください、あれは地域で防犯パトロールといいですか、児童パトロールといいですか、そういうところとも一緒になって暗いところ、細道等々、影になるところ、これは逆に言うと、明かりというものを増設、町もあるかもしれませんが、逆にパトロール的なものとしては地域と一緒に共同で、その辺を対応していくという考え方であります。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） おっしゃることはわかりますけれども、そういう危ないところに地域住民共同で設置しなさいと、半分補助金をだします、電気料も負担してやりますという話で通るんですかと。そう思いませんか。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 私が総務課にいる段階で、暗くて防犯上好ましくないねというお話では受けたところが何カ所かあります。そして、その場所は逆に、町道沿いあるいはその前後が町で管理している地区、そういうところで増設あるいは電力柱に添架は結構しています。

ただ、すぐに応えられないところも結構ありました。町中で、5年たってもさっぱりだめだねと言われてお叱りを受けているところもありますけれども、町の管理であろう、町の台帳上も出てきているところでは、町で逆に管理をさせていただいております。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 町内各地もそうだと思いますけれども、やっぱり世帯数も減って、人口も減ってきているんですよ。その中で、防犯灯、地域で負担しているということになるの

で、大変なんだなと私は思います。だから、1,700ものものを地域の人に金を払わせていていいのかということになると思うんですけれども、補助率を少し上げるというんですか、もっと地域の負担を軽くするという考えはありませんか。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今、この場で上げるとはっきり明言できないところが、ちょっと申しわけないかなと思います。ただ、1,700灯あるんですけれども、主に海岸とか高城とかちょっと比重がでかい。でも、町が大きいということもありまして、そういう補助の考え方というものは、もう1回改めて見てみるかなと。結果はということになりますね。

さっき、台帳の整備もありました。ちょっと未整備のところもあるので、そういう全体を含めながらこれからの課題の一つではあるなど見ております。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 少し、その辺も検討していただければいいのかなと思います。

それから、今も言ったように、空き家が出てきて、地域の電灯で将来要らなくなるという可能性もあるわけで、そうして廃止するときも工事料がかかりますでしょう。かかったときには、やっぱり地域で持つのですか。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） もし、それが地域でつけたものであるとするならば、基本的には地域で廃止の届け出をしていただくという形になります。まず、基本的にはそうなります。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。今、LEDに交換をどんどんやっていますけれども、今言っているように、地域の管理するものは交換しませんよという形になっていますよね。点々と残っているところがいっぱいあるんです。それは、ずっとLEDに交換しないのですか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） ご質問のLED化されていない箇所、こちらは町の防犯灯につきましては、宮城環境交付金の事業を活用させていただきまして、今現在、大体7割ぐらいが町の防犯灯をLEDに交換を済ませている状況でございます。宮城環境交付金事業が32年度まで延びることになりまして、32年度までには約9割ぐらいの町の防犯灯がLED化される予定でございます。

地区の防犯灯につきましては、補助をご利用いただきながらLED化に進めていただきたい

というようなことにはなるかと思えます。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 進めていただきたいとは、誰に頼むのかわからないけれども。町で交換していくんですかということですが、簡単に。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 基本的に、町の防犯灯については町で交換しますよということです。地区のものは地区が交換しますということ。ただ、台帳を住宅地図にマッピングすると、端から端の道路が、町管理と中に地区管理とがごちゃ混ぜになっていたりします。この辺があるので、多分、今言われたように、何かおかしいねという見方で、うちのほうにちょっとご相談とか苦情が来たりすることはあります。

ただ、基本的には地区で管理しているものは地区で交換していただくと。それについての補助というか手当てはこちらで、満額ではありませんけれども手当てはするという形になります。

○11番（菅野良雄君） やっぱり地区で交換するようになるんですか。結構ありますよね。何でもここだけしないんですかと言う人たちがいっぱいいるんだよ、住民で。何でもここだけ残しているんだよねというような人たちがいっぱいいるのね。それは地区住民でやりなさいと、補助金を出しますということですか。わかりました。そうなんでしょう。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 基本的にはそういうことになります。

それで、先ほど言いましたけれども、その地区、地区について差があるんですけれども、残っている分も結構あるので、そういうものに対してどのぐらい残っているかということ調べていかなければいけないと。結局、そういう年次的な計画をもって町もするけれども、地区もしていかなければならないというところは、ちょっと一つの課題として残っていました。町だけきんきらきんとして、何をこんなに明るくしてとお叱りも受けますけれども。

ですから、やっぱり地区と町が一緒になって一つのエリアを整備しなければならないので、残っている部分とかそういうものは地区と協議、相談しながら、年次計画でもって整備しなければならないだろうと考えております。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 今、赤間危機管理監が、補助金があるからということで9割近くまでという話をしていましたけれども、できるならそういう形にしてほしいなという思いがいたし

ます。

ただ、この一般質問をするに当たって見ていたら、交付金要綱にまだLEDの項目もありませんでしたし、補助金の金額もまだ定まっていないということもありましたので、これは変えておく必要があるんだろうなと思っておりました。ひとつ、そういうことでお願いしたいと思います。

それから、さっき、教育委員会のほうにもということではありますが、通学路は校長が毎年指定して教育委員会に提出することになっており、その安全確保は、通学路に関する要綱第7条第1、2、3項に定められておりますが、実施しておりますかということでもあります。

7条には、「校長は、通学路での交通事故等を防止するため、通学路を定期的に点検し、安全確保に留意しなければならない」「校長は、児童等の安全を確保する上で、通学路の補修、修繕等が必要であると判断するときは、教育委員会を通じて関係機関に補修、修繕等を要望しなければならない」それから3項目として、「教育委員会は、児童等の通学時における安全確保について、校長と連携の上、関係機関と協議しなければならない」と定めておりますけれども、通学路の安全ということに防犯灯というものは含まれませんか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 通学路というものは、当然、防犯灯その他も皆含まれると教育委員会では認識していますし、それについては議員さんご理解していると思うんですけども、毎年、PTAの皆さんにも協力をもらって安全点検をして、校長から教育委員会に報告を受けています。

特に、議員さんも御存じのとおり、第五小学校では以前、ため池の事故もございましたので、通学路以外でもそういった危険な場所、用水路、排水路、そういったところについても、PTAから看板の設置とかそういったことでの要望は上がってきています。

ちょっと参考になるかどうかわかりませんが、例えば最近の話ですと1月に、とある校長から、障害のある子供が今度、中学校に通うと、それで信号に音響装置をつけてくれるように要請してもらいたいんだということで、ご両親と校長あわせて教育委員会に要請がありました。これに関しては、建設課にも協力をもらいまして、早急に塩竈警察署の交通課にお話をし、交通課もすぐ県の交通規定課に連絡をとって、新年度予算の第一優先でつけますので少し時間を下さいというようなケースもありますので、報告いただいた内容については、その都度、教育委員会としては一応、関係機関にご連絡を差し上げているというのが実情です。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） ですから、教育委員会に行ってお話したときに、防犯灯は総務課ですということにはならないんだよね、そうしてみると。それで、1年に1回ぐらい、ちゃんとしなければならぬのであれば、やっていけば、あの電球なんかはずぐ、電球がなくなっていたんだから、ああいうものを見たらすぐ交換しなければならないと思うでしょう、それが普通でしょう。お願いします。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 前段でもちょっとお話ししたかと思いますがけれども、通学路というものは、校長が毎年きちんと確認しますけれども、上竹谷第二踏切から今のくぬぎ台のほうに新たに道路が整備されていますね、県道として。あの段階で、通学路が線路の内側から外側に変更になっているんですね。それで、うちのほうとしてはちょっと認識していなかったんですけども、五小のPTAからもそういう意味で、そこを通学路という認識で巡視していなかったのかなと思いましたので、今後、各学校の町P連の皆さん方とも意見交換をさせていただきながら、その辺の情報交換をこれからやりたいなとは思っております。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） しっかりと、そういう面も進めていただきたいと思っております。今、子供の送り迎えは保護者とか家族の人がやっているのが多くなりました。歩いているのは少なくなりました。地域のコミュニティーも薄れて、夜に集会を開くということもずっと減りまして、夜間に歩く人も減ったことは事実であると思えます。

しかし、全く歩かないわけではありませぬので、やっぱりそういうところは要望があったら早急に対応していただきたいなと思えます。どうか、町民、子供たちの安全を守っていただきますようお願いを申し上げまして、終わります。

○議長（片山正弘君） 菅野議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。一般質問は継続中でございますが、本日の会議は以上をもちまして閉じたいと思えます。一般質問は17日に延会としたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

本日の会議を終わります。

延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時29分 延 会